

第五十五回国会  
衆議院  
内閣委員会  
議 録 第 二 号

昭和四十二年三月二十三日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 細田 吉藏君

理事 山内 広君

理事 赤城 宗徳君

理事 鶴葉 修君

理事 桂木 鉄次君

理事 塩谷 一夫君

理事 藤波 孝生君

理事 武部 文君

理事 山本弥之助君

理事 伊藤惣助九君

出席國務大臣

文部大臣 榎木 亨弘君

國務大臣 塚原 俊郎君

出席政府委員

内閣總理大臣官房審議室長

總理府總務副官

總理府人事局長

總理府恩給局長

總理府特別地域連絡局長

文部大臣官房長

文部省大学學術局長

文部省管理局長

委員外の出席者

總理府内閣總理大臣官房參事官

厚生省醫務局医事課長

長村 輝彦君

三浦 英夫君

專門員 英木 純一君

三月十六日

委員大石武一君辭任につき、その補欠として荒船清十郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十六日

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同月十七日

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

同月十八日

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

出第二〇号)

同月二十三日

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

同月十一日

善意の日制定に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第二四号)

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(山下元利君紹介)(第二二〇号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第一五二二号)

特高罷免及び武徳会追放による警察退職者救済に関する請願(藤本孝雄君紹介)(第一五一号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

〇關谷委員長 これより會議を開きます。

内閣提出第三三三号、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。榎木文部大臣。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の表中「九七、五一七人」を「二〇〇、五五二八人」に、「九五、一八三人」を「九八、二二八人」に、「九八、〇六三人」を「二

〇一、〇九八人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

理由

国立学校における学年の進行等に伴い、国立学校の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇榎木國務大臣 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立学校における学年の進行等に伴い、国立学校の職員の定員を改めるものであります。すなわち、国立学校における学年の進行等に伴い必要とする国立学校の職員の増員については、昭和四十二年度暫定予算に計上することとしており、この増員のため文部省の職員の定員を改めようとするものであります。

国立学校におきましては、昭和四十一年度以前に新設または拡充されました学部、学科等の学年進行に伴って必要な教職員を四月から増員する必要があるとともに、昭和四十二年度における学生増員等に伴って必要な教職員につきましても、学部の新設等国立学校設置法の改正等を必要とするもの以外については、四月から増員し、その円滑な実施をはかる必要があります。

よって、文部省の職員の定員を昭和四十一年度の九万八千六百三十三人に三千三十五人を加えた十万一千九百八十八人としたのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○關谷委員長 次に、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。塚原総務長官。

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案  
総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項の表建国記念日審議会の項を削る。

附則第四項中「建国記念日審議会は、昭和四十一年十二月十五日まで、家庭生活問題審議会は、昭和四十二年三月三十一日まで」を「家庭生活問題審議会」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由

家庭生活問題審議会の設置期限を昭和四十三年三月三十一日まで一年間延長し、あわせてすでに設置期限を経過した審議会に関する規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○塚原国務大臣 ただいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

家庭生活問題審議会は、家庭生活問題に対する総合的な見地からの政策樹立の必要性にかんがみ、家庭生活問題に関する重要事項を調査審議することを目的として、去る昭和四十年六月三日に総理府設置法の一部が改正され、総理府の付属機関として設けられたものでありますが、その設置期限は、昭和四十二年三月三十一日とされたところであり、

同審議会は、昭和四十年十一月十日、内閣総理大臣より「家庭のはたすべき役割ならびにこれに伴う家庭生活上の諸問題に関し、行政施策のとりべき基本的方向」について諮問を受けて以来、今日まで総会、部会等を約四十回にわたり開催するとともに、家庭生活意識に関する全国的な調査を行なう等、終始熱心かつ慎重な審議を行なってきたのであります。

同審議会においてこれまで調査審議されたところにより考えますのに、戦前の家の觀念に基づく家庭生活意識は、すでに、変貌を遂げているにかかわらず、これにかわる新しい家庭のあり方は、国民の中に十分に定着するに至らず、また、家庭生活上種々の面において問題が発生している反面、これらの問題を通じての総合化された問題意識は、必ずしも表面化していない事情もあり、調査検討には幾多の困難を伴っている次第であります。

同審議会は、このような事情のもとに、三月下旬を目途にして従来の調査審議の結果を整理し、政府に対し、経過の報告をされるやに聞いておりますが、政府の諮問に対し、十分の答申を行なうために、審議の期間をなお一カ年延長することが望ましいとの同審議会の要望を考慮し、政府としては所要の措置を講じ、同審議会が従来の審議の実績に加えて、さらに必要な調査審議を進め、十分な検討を重ねられることが適当であると認めるものであります。

このような事情により、家庭生活問題審議会の設置期限をさらに一年間延長し、昭和四十三年三月三十一日までとすることが必要であると考える次第であります。

なお、建国記念日審議会は、昭和四十一年六月二十五日公布、即日施行された国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十六号）附則第四項によつて、総理府の付属機関として設置されたのでありますが、その設置期限は、昭和四十一年十二月十五日までとされており、この機会に同審議会の設置に関する法文の整理をすることが必要であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び概要であります。  
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○關谷委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、これを許します。山内大臣。

○山内委員 この際、家庭生活問題審議会の内容についてお伺いしておきたいと思ひます。  
この審議会を設置する当時の背景というのは、私の記憶では、非行青少年が非常に社会問題になりまして、その根底は家庭生活にあるのではないかと、これも掘り下げて研究したい、こういうことで私も賛意を表して、二カ年くらいで結論を出してもいいかと、こういうつもりであったので、それができなくなつて、もう一年延長、こういうことなんです、どういうわけで二カ年間かかつてこの問題の結論が出なかつたのか、その理由をまずお伺いしたいと思います。

○塚原国務大臣 この審議会ができました当時は私は関与いたしておりませんでしたけれども、その後の経過を見ておきますと、いまの提案理由の趣旨の説明でも申し上げましたように、戦前の家族と戦後の家族の構成というものに非常な相違を来たしているという事実は、私もこれは率直に認めておるところであります。ことに戦後二十一年間の経済の非常な発展に伴つて、一応道義の面における独立国家としての日本のあり方にも批判が加わつておることも事実であります。そういった面における家庭の諸問題についていろいろ御審議を願つておつたのであります、私が就任いたしましたから、この審議会の委員の方々がお見えになり、さらに掘り下げて総合的な検討を加へる面もあるので、時間的に三月一ぱいでは間に合はないから、なお慎重審議する意味において延長を願ひたいという強い御要望もあつたのであります。その理由も伺ひましたが、要約するに

いま私が申し上げたようなことでありまして、これを妥協と認め、御審議を願ふことになつたわけであり、

○山内委員 この二カ年間で四十回も会議を開きになったそうですが、その論議された内容、そういうものを概略でもよろしうござい、ますから、事務局から御説明願ひたい。

○高柳政府委員 四十回にわたりまして審議を続けてまいりまして、本年の三月には一応中間報告というものをいたす予定で、目下その作成に取りかかつている次第でございます。したがいまし、審議会の期間の延長が認められましたならば、さらにその中間報告をもとにいたしましたして完備した答申を出す、こういうふうな予定に相なつておるわけでございます。

ただいまその中間報告の骨子と申しますか、考へておる要点を簡単に御説明いたしますと、第一に家庭というものの意味、家庭の構成、家庭生活の意義というものにつきまして、戦前・戦後の歴史的な考察をまずやつてみるというのが、総論的な考え方でございます。それから「家庭生活の機能と役割」というテーマでもつて、結婚、育児、教育、しつけ、愛情の問題、休養の問題、家族の人格形成の問題、生活の保障の問題、社会に対する責任等の問題を検討いたす予定になつております。さらに、現在の新しい社会状況、経済状況に応じた家庭生活の現状はどんなふうな認識されるべきか。それを大まかに都市と農村に分けて、夫婦関係、親子関係、教育関係、嫁としゅうと、老人の地位、食と住、レクリエーション、職業、生活水準、まあこういったふうな点を家庭生活の現状認識としてどう受け取るべきか。さらに発展いたしまして、現在の家庭生活の現状から問題にされるものはどんなことがあるか。家族の分離、世帯の形成、それから出かせぎ、内職、共かせぎ、青少年問題、家計等の問題をどういうふうな考え、対策を講ずべきか、こういうふうな点についてと各般にわたりまして、新しい分野における新しい問題点を考究することに非常に専門家の方

方が御勉強を願っておるわけですが、問題はそれぞれ根深い問題がございまして容易に結論が出にくいというので、現在の作業といたしましては、本年三月に中間報告いたしまして、さらに一年間審議を続けたい、こう考えておる次第であります。

○山内委員 私、文書やあるいは印刷するところによつて、まずいお話の程度は承知しておるわけですが、そこで、一番心配しているというより、懸念している点は、これをばらばらにする、各省に全部またがるわけですね。はたしてそれを統一して中間報告がどういう形で出されるかわかりませんが、一つの文章になっただけであつて、たとえば勢頭を上げたような青少年の不良化の問題、これ一つあげても、ただこうこうという原因でもつてなるんだというだけの文章であるならば、文部省なり法務省にまかしておけばいいのであつて、これを具体的に、先ほど長官からお話のあつたとおり、家族制度が根本的に改まって、それに即応してつばな、まじめな家庭生活を営むためにどうしたらいいかという、今度は実行の面になると、はて予算がどうなつてくるか。見たところが、わずかに委嘱された委員の方の出席手当と旅費くらいより計上されていらない。一体、これは単なる文章をつくるのが目的なのか、それとも家庭生活というものを立て直すためにどうやったらいいの、推進力になつて実行面を伴うのか、この辺は非常に大事な考え方だと思ふわけですが、これは長官の御意見を伺いたい。

○塚原国務大臣 今日までの委員会、審議会のあり方については、私は私なりにやはり批判を持っておつたところがありますが、できればそういうものはなるべく少ないほうがいいという考えを私は持つておりまして、したがって御審議を願う内容についても、単に形式的なお答えをいただくのではこれは意味がないので、実のあるものをちょうだいしたいという気持ちで、私は今日まで各委員の方々と接触をいたしておるわけですが、いまだ山内君のおっしゃつたような説、まことに

に賛成でございまして、なるほど審議の過程において困難な面はあるかも知れませんが、単に作文に終わらせないよう、今日のこの重要な家族問題についてメスを入れていただいて、つばな答申が出るよう、私からも強く指示を与え、お願いすると同時に、皆さま方の御意見もあわせてお伝えいたしたいと考えております。

○山内委員 お答えとしてはいつぱだと思ふんですが、やはりそのお答えを実行に移すのには、金がかかるでしょう。それを四十二年の予算ではどういふふうにお考えになつておりますか。

○高柳政府委員 家庭生活の問題を取り巻く先ほどの中間報告の骨子の問題点につきまして、それは各省にまたがつておりまして、各省の施策の中に行財政としてそれぞれ実行の予算が組まれておるわけでありまして。ただ、審議会の経費といたしまして総理府に組まれておるのは、全く審議会を運営するための純然たる庶務的経費でございまして、御指摘のように、四十二年度におきましては五百九十八万九千円組んでございます。その大きな内訳は、審議会の運営経費といたしまして九十八万九千円、さらに御審議いただきました延長といたしていただきましますならば、実態調査をいたしたいと思つておりますので、その所要経費五百万円を計上いたしております。

○山内委員 その五百万円で実態調査をされる。それは中身はどういうことを調査されようとしておるのですか。

○高柳政府委員 まだ審議会の延長がきまりませんので、確定的には申し上げられませんが、予算要求の段階でわれわれが検討いたしましたのは、調査研究内容といたしまして、家族関係の調査、家庭経営の調査、乳幼児保育の調査、家庭教育の調査、食生活の調査、衣生活の調査、住生活の調査、消費者保護関係の調査、こういったような題目を考えております。

○山内委員 これは、五百万というのは、委託費でもつてどこかに調査をさせることになるんでしょね。そういう広範な調査をみずから手で行つて

五百万じゃできるわけでもないですが、どうですか。

○高柳政府委員 これも未確定でございしますが、予算の要求といたしましては、委託費という形で要求いたしております。

○山内委員 いまだどこにどういう形で委託されるかわかりませんが、これから四十二年度に委託して調査に何月かかかつて、それが集まつて、そしてあなたの方のお考えが入つて、それが審議会の結論になると思うのですが、それじゃとても一カ年間の延長でこの作業は終わらぬじゃないですか、一カ年くらいじゃとても。来年になつたらもう一年延ばしてくれということになりますよ、はつきり言へば。

○高柳政府委員 私たちの見当では、予算が通過いたしましたして実行できるのが六月初旬と押えまして、秋ごろまでに調査を完了して、先ほど申し上げました中間答申の考え方をこの実態調査の裏づけをもつて整理して、来年三月までには正式な答申ができるように準備を進めてまいらるつもりでございします。

○山内委員 私、一年延長することには別に反対でないのです。賛成なんです。ただ、こま切めたいに一年、一年と言わぬで、やはりこういう重大な問題は、委託費でもつて調査させるならば、いまおあげになつた家族関係だけではなくて、問題がたぐささんいまるわけですが、ですから、一挙に各方面に予算を使つて調査をして、そしてもうどうしても年内にまとめるのだというならば、お考えはわかるのです。ところが、いまおあげになつたのでは、ほんの一部分にすぎないでしょう。そうしたら、どうしたつて来年はまた別項目でもつてやつてほしいという審議会の要求があれば、これはやらざるを得ないでしょう。どうですか。思ひ切つて、一年と言わぬで、もう少し腰を据えておやりになつたらどうなんですか。長官、どうです。五百万の調査費くらいでは、これははつきり申し上げて、一年でできませんよ。

○塚原国務大臣 先ほど申しましたように、この委員の方からあと一年延長してという要望がありま

したときにも、まだ当時としては二、三カ月の余裕があるから、何とかまもらぬかという要望をいたしたのであります。いま審議室長が御説明したような計画を実施するためには、やはり二、三カ月では無理であらう。したがつて、まああと一年というのがやむを得ない期間ではなからうか。これ以上の延長ということとは私としても承服いたしかねますので、よく計画を立てて、ちゃんとつばな答申が出るように、私からも指導いたす考えでございします。

○山内委員 そのお答えがありますから信頼しておまかせしますが、いままの事務当局のお話では、人件費は九十八万九千円ですか。四十回も会議を開いて、二十人か三つの委員という、ちよつとこれも見当がつかないのですが、一体、委員の出席手当というのはいくらになるのか、旅費はどれくらい支給しておるのですか。

○高柳政府委員 いま、本予算で改定になりました支給予定額は、会長一回四千円、通常委員一回三千五百円、旅費につきましては、先生方の住居地によりましてその旅行距離が違いますので、違います。

○山内委員 これは中間報告はいつお出しになりますか。この委員会にも、提案というのか、報告になりますか。

○高柳政府委員 本年の三月三十一日に総会を開く予定になつておりますので、総会で御承認をいただければ、中間報告が出ると思ひます。

○山内委員 この問題は誠意をもつておやりになつてほしいという長官の御答弁もありましたし、ただ、一つ希望しておきたいことは、いま片一方では予算が審議されているわけですが、それをこつちが内容の言えば先にきまつちやうのですから、まだその予算が通らぬから内容を検討されてない、予算が通つてから検討するということのような御答弁は、ちよつと不親切な答弁なんで、当然予算が通つたらこつちとお出しにならうと、こつちもまた、それじゃ予算が通るまで待つかということになれば、

これはおかしいことになると思うのです。その点  
はもう少し御親切な御答弁をいただきたいと思  
います。

では、審議会の問題はその程度にとどめまして、  
建国記念日の問題でもちょっとお聞きしておき  
たい。

これはもう済んだことで、お申しをやらな  
ければ成仏できない委員会だそうですから、お経  
をあげてやる程度のことはいいいのですが、これ  
はどうも私としては悲しめないお申しになるの  
です。ただ、これは委員長を含めて長官に私の意見  
として申し上げたいのですが、当時委員長はまだ  
御就任になっておらなかったで、内容はあまり  
詳しく具体的に御存じないと思ひますけれども  
も、あの委員会をつくった当時の経緯というもの  
は、参議院でも付帯条件がつけられ、こつちもい  
ろいろ議論の末に、非常に要則な扱いではあるけ  
れども、この委員会を代表して委員長が政府に質  
問をして、それに答弁をするという、これは法的  
にどれだけの効果があるかは別としても、政治的  
には責任のある態度ではあつたわけですね。とこ  
ろが、一たん法律が通つてしまつと、もうそれは  
手のひらを返したような措置がなされ、参議院も  
衆議院も、この委員会の意思も、少しも反映しな  
い運営のままにあつた決定をしたというこ  
とは、私、非常に残念に思ふわけです。これはこの  
内閣委員会の権威のために、今後はあつた手練  
手管、あつたごまかしには乗らないと、内閣委  
員会の私どもの党の人は非常に強い決心をしてお  
るわけです。そういう意味で、その後の扱いの様  
子を見ますと、非常に残念だつたと思うのです。  
これはもう過ぎたことですから、詳しく質問はい  
たしませんが、お互いに信頼し合ひ、き  
まつたことは、うそを言わない、それくらいのこと  
とは委員長に御注意申し上げておかぬといかぬと  
思ふのです。

それだけ申し上げて、この審議会、総理府設置  
法関係の質問は、私はこれで終わります。

○閣議委員長 大出俊君。

○大出委員 審議会のある意味では整理をするとい  
うことなんですけれども、いま総理府所管の審  
議会というものは幾つあります。

○高柳政府委員 現在、総理府設置法に基づいて  
置かれてゐるのが五十五ございます。

○大出委員 さつき前任者に聞いてみたら四十九  
と言つたわけですが、また一つふえたわけでは  
ない。

ところで、この審議会の中に、いま山内さんか  
ら意見がありましたように、どうもあまり感心し  
ない審議会もだいたいありますし、また非常に意味  
のある審議会もあるわけなんです、この意味の  
ある審議会のほうで、せつかく内閣委員会、こ  
ういうふうなものをというので審議をしてくれ  
というから、私もそれなりに審議をして結論を  
出して、皆さんのほうにおまかせしてあるわけだ  
けれども、審議した側からすれば、その審議会が  
いつになつてもそのまゝ休会になつたままになつ  
てゐるというところは、私は納得できないわけだ  
よ。というところは、公務員制度審議会という審議会  
がございまして、これはドライヤー報告との関連  
もございまして、国際的な関係もあるわけだ  
です。それから、そういう意味ではこれは大切に取り  
扱つてもらわなければいかぬ審議会なんです、  
先般の国会では前田さんにここに御出席をいた  
だいて私が質問をしたんですが、今日どうもあれきり  
になつてゐるはずだと思ふのでありますが、現に  
いまだうなつておられますか。

○増子政府委員 公務員制度審議会についてのお  
尋ねでございしますが、公務員制度審議会が、昨年  
の六月十三日にいわゆるILO八十七号条約批准  
に伴う国内法の改正規定のいわゆる未施行になつ  
ておる部分についての答申をいたしました。以来  
再開されてないわけでございます。この審議会  
につきましましては、よく御承知のように、公務員等  
の労働関係の基本に関する事項について調査審議  
をするということで設けられたものでございま  
す。したがしまして、最初これが発会いたしまし

たときも、内閣総理大臣からいま申しました事項  
についての意見を求めるということ、それから  
付随しまして、改正規定の未施行部分についての  
意見を求めた経緯がございまして、そういう点から  
申しまして、いわゆる本来の審議事項であります  
労働関係の基本に関する事項につきましては、昨  
年の六月十三日にいよいよ第一回の答申を出しまし  
たあと、引き続き調査審議すべきものでござい  
ます。その意味におきまして、私も審議会のそ  
の後の再開につきましては、直接・間接いろいろ  
な面から努力をしまつておられますけれども、  
この審議会の再開につきましては、大出先生も御  
承知のように、いろいろなデリケートな事情も背  
景にございまして、そういう意味におきまして、今  
日まで再開という状況に至つていないことは、ま  
ことに遺憾でございまして、政府としまし  
ては、その後総務長官が組合代表の各位とお会ひ  
しましたいろいろな機会に、この再開については  
いよいよ協力を求めておる状況でございまして、遺憾  
ながら今日までそれが具体的に進展してない実  
情でございまして。

すけれども、私どもの見たところでは、絶対的に  
おやめになるというふうには必ずしもきまつていな  
い。これは私どもの憶測でございましてけれども、  
そういう意味におきまして、まだこれは最終的に  
確定というふうに至つていないというふうな考  
えでおるわけでございます。

○大出委員 二つばかりここで聞いておきたいこ  
とがあるのですが、前田会長がお出しになつた辞  
表というものは、いまだうなつてゐるのですか。

○増子政府委員 審議会の庶務をいたしておりま  
す人事局長として、私保管いたしております。

○大出委員 辞表が出てからその期間はどのくら  
いになりますか。前田さんが旅行に行ったのだか  
ら、あのときから……。

○増子政府委員 七、八カ月になるわけござい  
ます。ただ、辞表は、実は前田会長がお出しにな  
るといふことで持つてこられたわけでございます  
けれども、政府側としても当然受理というようにな  
形になりません、したがしまして、私事務局長  
としてお預かりして、機の引き出しにしまつてあ  
るという状況でございまして。その後、しかし、会  
長がこの審議会の会長としてお続けになるかどう  
かということにつきましても、私も公式、非公  
式にお話しする機会を持つてゐるわけございま

○大出委員 重ねていまの点承りたいのですが、  
前田会長はこへ参考人としてお見えになつて、  
私が質問しましたが、はつきりおやめになると言  
ひ切つたわけですか。しかもどういふ心境でおや  
めになるのですかと質問を重ねたところ、  
私は本来NHKの会長なんです、それが私の職務  
です。片や公務員制度審議会の会長に任命された  
のだけれども、そのときからいろいろ考へてお  
つた。したがつて、本業のほうを真剣にやらなけれ  
ばいかぬいまの状態なんです、したがつて私は公務  
員制度審議会の会長をやる意思はございせん。  
そういうことで辞表を提出してあります、こうい  
う御本人からの御説明なんです。そうすると、  
内閣委員会に來ていただいて、公式に——これは  
議事録に載つておりますが、御見解を聞いたら、  
自分の職務の内容の御説明があつて、だからでき  
ないと言ひ切つておられるのに、あなたのほう  
は、せつかくここでやりとりがあつてそうなつて  
いるのに、それを人事局長の机の中に八カ月入  
れっぱなしでそれきりになつてゐるという。あな  
たのほうで法案を出して、審議して通してくれ  
言つたのでしょ。そうでしよ。それをそのま  
まにしておいて、会長はまだおやめにならないの  
か、なるのか、さっぱりわからぬという。やるか  
もしらぬ、やらないかもしらぬというやうなこ  
とおしやるというの、もしおやりになるのだ  
とするならば、私は再度内閣委員会に出てきて  
ただいて、公に御見解を聞いたのだから、こうこ  
ういふ心境の変化で私はやることにさしていただ  
きますと言わなければならぬ筋合ひだと思つてお  
ります。そうでなければ国会軽視ですよ。それで  
しよ。だとすると、いまあなたの言つてゐる筋  
からすれば、この八カ月の間に何回か前田さんと

話し合いをしてもらえなければならぬはず。全くやめるとおっしゃっていない。そうでしょう。ここではやめると言い切ったのですから、あなたと前田さんとの話し合いというのは、どういうやりとりになっているのですか。

○増子政府委員 会長の御意思そのものにつきましては、なるほど大出先生のおっしゃったように、あの六月十三日の日以後かなり近い段階だと思いましたが、お話のように御質問、御答弁のあったことは、私も承知いたしております。なお、その後会長が、公式的には最初のわばやめたいと言われた気持ち、この気持ちは変わっていないというようにお話しになったこと、そういう機会はその後もございます。まあそういう意味におきまして、公式的にはその考えが変わったというふうに申し上げる根拠はないと思っております。ただ、いろいろその後の情勢等も変わっておりますし、私先ほど申し上げましたように、必ずしも公式の席ではございませぬけれども、会長にその後の経過等を私お話ししたしておりますというものは、いまだ、会長というよりも、むしろ委員をやめられる発令はいたしておりますので、一応現在におきまして委員、したがって会長という立場も一応は保持しておられるわけでございますので、そういう意味におきまして、私いろいろ事務的な連絡を申し上げておるわけでございます。そういう中におきまして、私自身がいわば先ほど憶測と申し上げましたが、あるいはもっと希望的な観測というふうな気持ちで、多少おやめになるという気持ちに御変化があるのではなからうかというように感じまして申し上げたわけでございます。したがって、公式的にはもちろん辞表をお出しになったままでございます。それからやられるのか、やめられるのかはつきりしないで、いつまでもほうっておくということについての御指摘は、ある意味でまことにそのとおりで申しわけないわけでございますけれども、実はそのままだううてあるわけではございませんで、政府としましては前田会長にそのまま残っていただきたいというこ

とは、辞表を出された当初も、総理以下いわば慰留といえますか、そういうことを申し上げておるわけではございまして、その点は私も事務当局としてしましてはそのまま受けまして、会長にもちろん引き続きいてお仕事をやっていただきたいというところを申し上げておるわけでございます。

それから、ただそういう会長の関係だけではございませんで、この審議会を再開すること、先ほど申し上げましたようにまず重要な問題でございますので、この再開のためにはどういふことが必要であるか。そのための条件は何かというふうなことにございまして、各方面といたしてお話し合いをしておるわけでございまして、遺憾ながらそれらの話し合いの結果がまだ十分実っていないというか、結論に達していないというのが実情でございます。

○大出委員 辞表を出している前田さんは、この公務員制度審議会の会長なんですからね。本来なら、審議会が開かれなかつたれば、会長さんが関係委員、公益委員もいろいろあるのだから、三者の委員に集まっていたら、おののいろいろ行き違つた意見なり、見解の相違なり、あるいは感情的なものなり、それを調整して、こういう条件で開きましようという人が本来会長であるべきなんです。そうでしょう。ところが、会長は辞表を出したまま八カ月もあなたの机の引き出しの中に入っているということであるとすれば、中を取りまとめる人がいないのだ、会長の任務が宙ぶらりんなんですからその処理をしましてからでない

と新しい会長は任命できないのだから、そこらとのところは、この委員会に審議をゆだねられて、結果的に論議を尽くしてきめた審議会なんですから、だとすれば、八カ月も重要な審議会をそのままほうっておくということは、いかにも怠慢だと私は思うのです。そこで前の安井総務長官がおやめになる前の最後のこの委員会ですが、私はこの問題を質問した、どういふふうにお考えかということ。そうしたら、国際的な関係もある非常に重要な委員会、公務員法体系全体を何とかし

なければならぬ。しかも実情調査停委員会などが日本へ来て、ドレイヤー氏が、相互信頼の回復のためにこの種のことを考えたらどうか、しかもそれは政府のイニシアによってといったところに、一つの問題がある。だとすれば、ますます重要な委員会である。そこで、私はやめるだろいうけれども、あとの総務長官に、早急に各方面と話し合つて再開できるように格段の努力をするということ、そういうふうにお申し送るということ、明らかにされたわけですね。そこで森さんになって、その間何カ月かありました。さらに今度またかわつておられるわけですから、してみると、この点については、もうちょっとこれは責任を負つてもらわなければならぬ。それは労働団体がいろいろ言う。言うといつたつて、設置するのは政府ですから。だとすれば、所管は総理府なんですから、そうすると、それはやはり総理府の責任において開くべきものは開かなければ、私は筋が通らぬと思うのです。ということですから、長官、いまの点どうお考えになりますか。

○塚原国務大臣 公務員制度審議会の再開は、冒頭に申し上げましたとおり、私は一日も早く開いていただきたいと考えております。また、その線に沿つて今日まで何回か組合の関係の方——いろいろ内部の事情もありのようだが、これは大出さんよく御承知だと思ひますが、そういう問題も、だいたい突つ込んだ話し合いをしたこともあるのです。問題は、前田会長があつての労をとるべき問題であると考えております。その辞表は、私の手もとには来ておりません。私個人の考えでは、前田君のそういう話があつても、そういう再開の機運があれば、会長の職務をやつてもらへるというふうには私考えております。また、正式の折衝はしておりませんが、プライベートの話では、そのときは頼むぞという話は言つております。ですから、その機運ができる、その醸成の役を私たちがやれというところは、これもわかります。それもひとつ限度があると思いますが、そういう限度内において、公務員等の労働関係の基本問題を御審

議願しなければならぬ非常に重要な委員会ですから、一日も早く再開されるように、私たちとしては今後十分な努力をいたしたいと考えております。

○大出委員 前田会長がこの席にいられて私の質問にお答えになった中に、答申を総理のところから自分を持つていったというわけですね。持つていったときに、たとえば管理職の範囲にしろ、在籍専従の問題にしろ、公益側として各級の意見がある。したがって、こういう答申を出したが、これこれの意見があるんです。だから、政府が政令で実施した場合でも、実施されているものについて、自今、公務員制度審議会が実施された結果に基づき、あるいは実施の過程においてどうすべきだということを審議をいたしますということの意見を付して、総理に提出してあるというんです。してみると——あるいはまたななげの部分もあつた。公務員制度審議会が開かれているとすれば、会長のこの席で言明されたように、実施の過程あるいは実施したもの、それについても公務員制度審議会が十分審議をする。時間がないからあの中には審議しないものもあるみたいですが、審議してないものもそのまま政令事項にゆだねて実施したんですから、したがって、実施したもののについても審議すると言つておられるのですから、そうすると、実際に公務員の諸君に關係のあるものを、しかも審議会が受け持っている、そういう責任がある審議会なんですから、それが開かれないというところは、私は一日も捨てておけない筋合いのものだ、こう考えているんです。ですから総務長官、おかわりになってから、いまのお話はいろいろ突つ込んだ話をされたんですか。そのところまでひとつ話してください。

○塚原国務大臣 各方面との——日はいつでしたか、ちょうど十二月の十四日で切れる政令の關係で、タイムリミットの問題がございましてね。私が就任いたしましたのが十二月四日から五日でしか、その間において、総評関係、同盟関係、それから今度は一室に集まった関係の方全部と三、四

回、いや、もつとやっておるかもしれせん。そこで、ひとつそういう問題もあるし、あなたの方の御要望が十四日という一つのタイムリミットがあるんだから、ひとつ聞いてくれないか。こういう事情があるから、これをひとつあなたの方のほうもあの方面に言ってくれぬか——そうはいませんが、そういうことがあつていろいろに時間切れになつてしまつた。私としては、いろいろ各方面からの御批判もあつたようだけれども、そういう重要な問題であるだけに、政令として出す前の会合というものを開いていただきたかつたわけでございす。その努力は自分としてはいたしたつもりでございす。

○大出委員 ILOの各種機関の大会がまたほぼつて出でくるわけですね。六月には総会も開かれるわけでしょう。そうするとこれはドライヤーレポートに基づいてやつておられますから、そういう反響、そういう関係も出てくるわけですね。そうすると、私はある意味では時間的に、いつごろまでにはどうしてもめどをつけてこしななければならぬという、そういうプランをお持ちになつてこの問題に当たつていただかないと、やはり適当に間隔を置いてしまへば、なかなか軌道に乗らないということになる。だから、そういう一つのめどを置かれて、当然労働側に立つて、あるいは政府側に立つて、実情調査調停委員会に来ていただいて、各種のサセクションをいただいた結果、公務員制度審議会ができて進んでいる。そうすると、こうなりまして、ああなりましてと報告しなければならぬ。しかも、八カ月も六月大会まで待つておけば、再開まで一年以上もそのままにしておいたということになる。やはりそれは国際的にもよくないと思ふ。だから、これはどうしても早急に話し合ひの場というものを再度開いていただいて、けりをつけていただきたい。これは関係の方々もいろいろ心配されておまして、先ほどもそこで前担当の倉石さんにも会つたけれども、倉石さんだって、いまの問題についてうんと心配されておるわけですね。そういうわけでおられる

方々は心配されている。いろいろ言われる種をつくらうと言つておられるわけですから、やはりこのあたりで、ひとつ形式的なことじゃなくて、私も何も皆さんの責任追及ということだけで言つておられるのではないですから、そういう雰囲気をつくつていただいて、そうして新しい公務員体系というものを再検討する場ですから、かつ、相互信頼の回復という課題があるのですから、そういう意味でぜひひとつ精力的にこれをおやりいただきたいと思ふのですが、長官いかがですか。

○塚原国務大臣 公務員制度審議会の再開については冒頭に申し上げたとおりでございまして、私としては一日も早く再開されることを望んでおりますので、いまの御趣旨に沿つて努力いたしたいと考えております。

○大出委員 現に委員である安養寺さんという人は、いざ入院しておられけれども、病床から手紙をよこしておられて、ずいぶん長い文面ですけれども、非常に心配されておられます。当時のいきさつを全部並べて、こういうことをやつてくれという。そういうふうなことであるのです。それから、ずいぶん心配している方々もいるんです。から、ぜひひとつそういうことで御努力をいただきたいと思ひます。

合つて考えると公務員給与というものはこのくらいなんだという一つの線を出して、それをおおむね予算化しておこうというわけですね。そうしておいて、人事院勧告が出た。勧告のほうが高かつた場合には、その差額は予備費で埋める、こういうわけですね。特に、地方公務員の場合は、そういうのと困る、財源がない、財源措置に欠く、こういう構想なんですね。これはある意味では所得政策にも通ずる点がある。そうすると、所得政策論議までしなければならぬと考えるを得ない実情は中身なんですね、英国なんかにも例はありますけれども。だから、この辺のことについて、担当の人事局あるいは総理府という立場でどういうふうに参加をされ、今日どういうふうにお考えになつておりますか。

○増子政府委員 御指摘の日程の記事でございすが、これは私も内容は読んで承知しておりますけれども、いわゆる藤枝構想としてその案を閣僚会議で論議したことがあるかどうかということになりまして、私の記憶では、ございせん。ただし、従来閣僚関係の会議の中でいろいろな案が出ておりました、その中の一つとしてそういう案といたしまして、それに近い案が出ておつたことは事実でございす。ただし、これがいわゆる藤枝構想として、藤枝大臣から特に強力に主張されたという経緯はございせん。すなわち、閣僚会議で論議されておりましたのは、いろいろなこまかな内容にまで立ち至りますと分類が幾つかございすけれども、大ざっぱにいつて大体三つでございす。その一つは、いわゆる人事院の従来の勧告方式を改めまして、というか、それと全然別個に政府自身がある程度給与改定案を考えて、それに合わせた予算を年度当初から組むというのが第一案、一つの案でございす。その次は、制度的な仕組全体はそのままのままでございすけれども、た人事院のいたします官民給与の比較のための調査の時期とか、あるいは勧告の時期とか、そういったものの時期的な変更ということを考えてみたらどうだろうかというのが第二案。それから第

三案は、一応現在の仕組そのままで、政府として財政的な何らかの措置を講ずるという案でございす。これが大体三つになりますけれども、それにいろいろな変化を加へますと、これが幾つもの案に分かれていくということでもございまして、いわゆるその新聞記事における藤枝構想というのは、大体第一案を基礎にした考え方のように私受け取つたわけでございす。従来論議の中におきましては、もちろんそれと一つの考えられる案ではございすけれども、先ほど言われた所得政策という問題といつて正面から取り組んでくる問題にもなりますこと、それからもう一つは、一修改定のめどといふことが、基準といふことが、それを何に求めるかといふことにつきましては、非常なむずかしい論議を巻き起こすというふうな意味におきまして、大体そういう点等では非常に採用困難ではなからうか。あるいは少なくとも時期的に見てきつめて適當でないというふうな、そういう判断がいままで強かつたわけでございす。そういう意味で、その藤枝構想というものは、内容的に見ますと必ずしも新しいものではないと思ひます。ある意味では現在まで論議をしてきたというものでございす。

○大出委員 これは人事院の給与制度ができて以来の懸案です。私は、そう軽々しく、ばかり、こういう扱いをしてほしくないのですよ、正直いって。各方面に大きな論議を巻き起こしていただきますからね。かつて三公社五現業例が、予算総則の中で五%なんといつて予算に計上したことまであるのです。ところが、それは大蔵省側からえらいいおこられちゃつて、もし五%アップすれば財源幾ら幾ら必要とするぐらゐのことを書いて、形を変えてきたといういきさつまである。もしこの構想が進むとすれば、人事院の勧告権との関係は一体どうなるのだという問題が、もう一つは出てくる。つまり前もって政府が人事院勧告についてものを言つたことになる。幾ら幾らの水準です、国民経済の成長率をながめてみたら、こういうことになると。してみると、ことしの公務員の給与の

アップというのはこのくらいなんだという政府見解が、先に明らかにしちゃう。そうすると、人事院がまだものを言わない調査段階で、先に幾ら幾らという予算を組んでしまおう。そういうことになる、人事院がやっていると、あれだけ大騒ぎになったわけですよ。そうすると、それを予算に組んでしまおうなんていうことをやったら、ある意味で人事院の勧告を拘束する形になりかねない。予算はこれしかないですよ、ということになる。政府見解はこうなんです、ということになる。政府見解は成長率その他を含めてこうだけれども、人事院としてはそれと違う理論を立てた、政府の見解は誤りだから、人事院はこういう勧告をするということになりかねない。そういう意味で、勧告権とからむと私は思う。そこらの問題。それからもう一つは、これは前もって予算化してしまおうのですから。そうすると、今度は逆にそこまではいたさきだということになる。いざれの場合もやはり非常にまづいことになる。だから、今日の給与勧告制度が存続してある限りは、この制度が間違いないと言えない限りは、私はこういう方式はとれないと思うのです。だから私は、世の中にいろいろ迷いを生ずるから、総務長官、これはやはり国家公務員に対する給与担当の責任官庁である総務府として、びしゃつとこの席で答弁しておいていただかないと、いろんなことをはがすきまからね。私のところにも、たくさん電話もかかってくれば、手紙も来ておるわけですよ。そういう点は、いま増子さんがほとんど言いきくされておるけれども、長官のほうから、増子さんと同じでけつこうだけれども、びしゃつとやはり言っておいてもらわねと、これは責任上困る。

○塚原国務大臣 御指摘の藤枝構想なるものを私拝見いたしました。その問題を藤枝君から提案があった審議した場合は、全然ございせん。ただ、御承知のように春闘の季節に入りまして、人事院の調査の時期も目の前に迫っておりますので、従来の人事院の勧告のあり方、マンネリズム

であることについての打開策ということとは、たびたび当委員会あるいは本会議その他においても議論のあることは存じておりますので、関係六人委員会と申しますか、関係閣僚六人集まりました場合というものは、今日まで開いております。また事実近く開かなければならぬところにておるわけでありまして、そういうものも一つの案としては出ておりますけれども、何ら決定的なものではないでございます。そういうものも含めて、数案について、幾らかでも従来のマンネリズムを排して前進の態勢をとりたいという気持ちで六人委員会を開いておるような状況でございます。

○大出委員 先ほどの増子さんの見解でいきますと、新しいものではない、旧来論議をしたものだ、その論議の過程においてこういう形をとるといふことは、所得政策にも結びついていく、相当論議が必要になってくる、それから今日の人事院という制度についても、いろいろ関連して問題が出てくるというところは、さきでないと、旧来は処理をしてきた、こういう御見解なんです、そのことからすれば、この案はとるべきでないという結論になっていくはずなんです。そこを、私はいさ言っているんですがね。

○増子政府委員 御指摘のように私が先ほど申し上げましたわけでございますが、もちろん検討でございまして、またいろんな立場からいろんな御意見があるのは、これは当然であらうと思っております。したがって、私もはいまここでそれがよくてそれがだめというような結論を出すことはやはり控えたいと思っております。しかし、これにしまして、最終的な結論を得るには、相当慎重な検討をしてきめるべきじゃないかと思っております。

○大出委員 不用意に出されると、さっき申し上げましたようにいろんな論議を呼びますから、旧来の検討の過程で、いろいろ紛糾をするということと、制度上との関係も出てくるということと、とるべき案でなかったということなんですから、

それあたりを不用意に閣僚の中におられる方が、しかも担当の一人である方がばかり出すというようなことは、これはやはり総務長官、注意をしていただきたいと思います。こんな一面トップにばかり出てくるということになると、気を付けていただかせないと、これはうまくない。意見みたいなものも載っていますからまずいので、そこらのところは、さつき長官答弁をされましたけれども、よほどこれは気を付けていただこうに藤枝さんのほうにもお話をいただきたいと思うのですがね。よろしくございます。——終わり

○開谷委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 私は、家庭生活問題審議会について少々塚原総務長官にお伺いしたいと思つたのですが、いま御用でちよつとお席をはずしておられるようでありますので、もし御答弁があとで願えればお願いしたい、そのように思います。

まず第一に、家庭生活問題審議会のそもその発足につきまして調査いたしましたところが、四十年の佐藤首相の年頭のことばで、明るい住みよい健全な家庭、社会づくりというキャッチフレーズから端を発して、いわゆる家庭憲章というべきビジョンを打ち出そうというのがねらいであります。が、この審議会が昭和四十年六月に設置されたが、審議会の委員が人選されたのが九月、審議会に諮問されたのは十一月十日と、実際に五ヶ月間の空白状態が、今日一年間の延長を余儀なくされた理由ではないかということがまず第一点であります。それから、先ほど長官が趣旨説明されました中に、新しい家庭のあり方が国民の中に十分に定着されていないということ、家庭生活上種々の面において問題が発生しているということと調査・検討に幾多の困難を伴っていると言われまして、必要以上の物価高、住宅難、悪環境の中で楽しい安定した生活ができないというのが現実であつて、家庭生活の問題点として調査対象になる事項よりも、環境の整備とか、内在さ

れている政府の施策に大いにその原因があると思ふのですが、その点はいかがでしょうか、お聞きします。

○上村政府委員 ただいま鈴切委員からいろいろと御意見がございました。この家庭生活問題審議会の発端と申しましうか、そういうものは、総理が家庭を中心としてというよりなビジョンからいろいろと空気が醸成されたことは、そうであらうと思ひます。

それから、昭和四十年の六月三日に総理府設置法の一部が改正された。その後諮問は総理大臣から、「家庭の果すべき役割と、これにともなう家庭生活上の諸問題に關し、行政施策のとるべき基本的方向」というような事項に基づきまして諮問をいたしましたのが、昭和四十年の十一月十日といふことになりました。その間五ヶ月間ばかりでございます。ただ、實際上この審議会の委員並びに諮問をする点といふことに入りますと、多少は時間をとります。が、ちよつと長過ぎるのではないかと、そういう感じは私も受けておるわけでございます。が、家庭の問題といふのがきわめて複雑でございますし、またいろいろ各省にもまたがっておるといふようないろいろな状態がございます。まして、多少おくれたかといふふうに私思つております。

それから重要な問題につきまして、もちろん政府のとりまわす施策あるいは経済問題といふようなことがあります。もちろんそういう問題もいろいろ大きな影響を持っておるだらうと思ひます。いい悪いといふことは別といたしまして、それだけいま置かれておる家庭問題といふものが複雑であるといふことに相なるかと思つておるわけでございます。まあその重要性、基本的な方向といふものにつきまして、先ほど各先生からも御意見並びに御質疑がございました。その意図を体しまして十分なる結果を得たい、こういうふうなわけでございます。

○鈴切委員 いろいろお話がありました。が、あらゆる政治のひずみ、そして環境の整備という根本



としてこの憲法の精神を普及徹底せしめ、その憲法のもとに国民のしあわせを守り抜くという政治の姿から、ぜひこころは憲法施行二十周年記念行事を国家的に行なうべきものであると思ひます。御所見を承ります。

○塚原国務大臣 憲法記念日につきましては、私の記憶では数年前まではいろいろな行事があったと思ひますが、その後とだえておるのは、やはりちょっと奇異に感ずるわけでありまして、いま御指摘の二十周年記念ということですが、あえて二十周年に限らず、こういつた一つの大きな行事に對しては、やはり何か考えるべきではなからうか。関係閣僚の間でも、こういつたことについて寄り寄り話はいたしてあります。いま私から、それではどういふ具体的な計画でということとは、まだ申し上げる段階ではございません。

○受田委員 憲法記念行事を寄り寄り閣僚の間でもお話し合ひをしておるといふことですが、これはもう時間的に一カ月ばかりありませう。ぜひこの二十周年——これはやはり区切りとしては大切なことです。維新百年、明治百年といふいろいろありますが、これは超党派でできた国民の祝日でございますので、ぜひいまの長官の寄り寄り話し合ひをして、具体的な計画を、できればこれは私、国家的行事として実行していただきたい。要望を申し上げておきます。

なお、建国の記念日が一応定まったわけでございますが、いろいろ問題はあつたけれども、形の上では一応これは二月十一日という日取りがきまつた。そこで、先ほど質問のあつたような国旗を立てるとか、あるいは祝典の歌を制定するとか、そういう何らかの意図が政府にあるかどうか、強制ということとなくして、自主的にでもそれぞれの新しい建国記念の歌を公募する、あるいは国旗の掲揚についてどういふ扱いをするか、すでにかつて総理府総務長官が中心になられて公式制度の調査に懸か

意味の組織をつくられたこともあるわけですが、こうした問題の処理を総務長官としてどう描いておられるか、お答えを願ひたい。

○塚原国務大臣 祝祭日に国旗を立てることは望ましいことであるといふことは、周知徹底いたしておると思ひますが、これを立てなければならぬという義務づけをいたそうとは考えておりません。国民の良識に従つてこの望ましいといふことをお受けいただくことを、私は望んでおる次第でございます。

なお、その奉祝歌と申しますか、いまおっしゃつたのは、何かその日を祝う歌のことであると思ひますが、個人的にはそういうものを考えた方がいいではないかといふことを言うておいでになる方も若干ありますけれども、この前の二月十一日までには、私は、時間的にも間に合ひませんでしたし、考えておりませんでした。いまもういふものををつくるべきかどうかといふことは、私としてもなお整理中でございまして、できれば望ましいのではなからうか。これは私の個人的な見解であります。そういうふうな考えております。

○受田委員 公式行事に関連したいろいろな未解決懸案があるわけですが、これはやはり政府として何らかの形で処理をしていただかなければならぬ。私が毎回指摘している元号の問題のごときも、その一つです。それから国家的葬儀、お弔いの式、国家に偉大な功績がある、社会に偉大な功勞をした皆さんを弔うのに国費をもつて葬儀をするといふことは、どう定められるべきものか、天皇の御葬儀を中心とした国費による葬儀といううなもの、扱いをどうするか、また外国使臣の扱い方、国賓、賓客、いろいろいかにげん名な名称がついておるようございまして、これらについてもきちつとした制度を確立する必要はないか。一応国の基本姿勢に關する根本的問題として公式制度の調査をされたようございしますが、一向結論が出ておらぬようです。総務長官御在任中に、この懸案をすかつと解決していただきたいと思ひ

ます。

○塚原国務大臣 受田委員の御趣旨は私も賛成でありますので、せつかつ努力いたして、御要望に沿ひたいと思ひます。

○受田委員 この法案の中にはじかに關係がないようであつて実は大事な問題のある問題は、昨年十二月二十日までの任期をもつて処理された在外財産問題審議会、その答申もすでに提出済みで、この答申の処理について塚原長官を中心に鋭意検討を急いでおられると漏れ承つております。答申は、在外財産喪失者としての特異性を強く指摘して、その置かれてゐる特別の苦勞の實績を評価して、それに伴うところの包括的、最終的処理として、國家責任をうたつて答申が出ております。

同時に、その特別交付金支給にあたつては、單なる社會保障の意味でなくして、所得制限を付せない、いわば國家責任を強くうたつた答申が出てあります。引き揚げ者の平和回復及び祖国の復興へ偉大な高度の貢獻をしたことも、その主軸に掲げて答申が出てあります。だから、これをどう処理するかといふことは、総理府設置法の中にいままで生きていた在外財産問題審議会、その答申の処理は未解決であるといふ段階であります。それから、いまこの法案に非常に関連のある問題と私は思ひました。したがつて、私はこの扱ひは総務長官が担当されると承つております。同時に従来の臨時在外財産問題調査室の機構があまりにも貧弱であるので、この問題の処理にあつては、機構上の強化、人的配置をどうするかといふ問題も控えておると思ひますが、担当國務大臣として、このすみやかなる処理をせよといふ答申の扱い方について、すみやかにどういふ基本的考えをもつて対処せんとしておるかを伺ひたいのであります。

○塚原国務大臣 在外財産の処理につきまして、総理の施政方針演説の中でも申しておりますように、山田さんを会長とする審議会の答申も出ております。ことでもあります。その答申の趣旨に沿つてこの国会で法案を提出して解決をは

かりたい、このように考えております。なお、御指摘のように、所管は総理府にまゐりましたけれども、構成人員等については非常に少ない人数で、なかなかむずかしい問題、しかも基礎資料の収集等についても、御案内のようにむずかしい面もあります。そこで、實際考慮しておるところであります。が、今度や増員も認められましたので、この国会に法案を提出するための諸準備をいま整えておるところでございます。答申の趣旨に沿つた立法措置を考えていきたい、このように考えております。

○受田委員 その答申の趣旨に沿つた法案の提出時期、及びそれを裏づけする予算の構想等についても、伺ひたいと思ひます。

○塚原国務大臣 私は、從來から重要な法案といふものは、予算に關係あるなしにかかわらず、その国会の早い時期に出すべきであるといふ考えをいままで唱えてきた一人でございますが、もちろん在外財産の処理に關する法律案といふものは、今度の国会ではおそらく重要な法案の一つであらうと思ひます。したがつて、なるべく早く提出したいといふ気持ちを持っております。しかし、いま申しましたような、基礎資料を集めるのにもなかなか困難を來たしてゐる。世帯数あるいは人数といふものについての推定の数は大體押えましたが、その間國家財政の状況とにらみ合せて、財政当局との折衝もありまして、それからまた、戦争犠牲者といふものは結局は國民全部であるといふ考え方も前提にいたさなければならぬと思ひます。またこういつた問題については、國民の納得のいく、世論の納得のいく處理、措置といふものも考えなければならぬといふ気持ちから、法案の提出を急いでおりますが、私の言う早期に提出するといふことは困難ではなからうか。しかし、この間の閣議でもきまりましたように、五月十二日がこの国会に出す法案の最終閣議決定日でございますから、それまでは——もちろんその前にやりたいと思ひますが、タイムリミットは最悪の場合でも五月十二日。しかし、私は

それではお過ぎる。それで、目下関係方面といろいろと打ち合わせをいたしております。できるだけ早く提出いたすべく努力をいたしておるところでございます。

○受田委員 この法案の提出の最もおそい時期は、五月に入つたばかりですね、それまでにできるだけ早く出したい、こういうことであります。

ところが、これはやはり衆議院と参議院と両方やらなければならぬ関係もあるので、重要法案となれば、六月三十日で期限の切れる今国会中としては、できるだけ早く準備をされる必要がある。

それからいま私ちょっと不安に思う点が一つあるのでございますが、いろいろな情勢を検討してやるということでございます。けれども、これは世論の動向等もあるいは国家的な見地からの財政等も検討しなければならぬ、他に類似のものもあるということでありまして、答申にうたつてある点は、特に在外財産喪失者としての引き揚げ者の特異性を評価して、これが包括的、最終的処理だとうたつてあるわけですね。その国家責任の強さをうたい、特に賠償の対象としていえるという、平和条約十四条の規定をそう考へる立場からする意見として、憲法二十九条の正当な補償論が生まれてくるという意見も、三分の一を占めておる審議会の空気でもあったわけですね。いろいろな点で、この問題は裁判所の判定、世論、その他が、かつての農地報償の問題などと比較にならない、高度の国家責任のあることは、もう常識として答へが出ておる。大臣、この考えは異議ございせんか。

○塚原国務大臣 答申の内容について、受田委員と私の考え方の相違はあまりないと思ひますが、たとへば平和への貢献というふうな意味では、ややニュアンスを異にするのではなからうかと思ひれる点があるわけですね。目下これも私はよく調べておりますが、なお先ほど私が国民の世論の支持を得るということで、この以外にも何かというふうなお話がちょっとありましたが、私としては、いわゆる戦後の処理はこの問題で片をつけたという気持ちでありますから、ひとつその点は誤解のないようにお願いをいたしたいと思ひます。

それから生活基盤を失つたということについては、私も十分なる配慮を払つておるつもりでございます。

○受田委員 私、これにあまり時間をかける必要はないと思ひます。すかつたやれる時期に来ていふと思ひます。それから予算を伴わなくても法案を出せる、これもお説のとおりだと思ひます。そこで、予算規模というものの一つについて私一例示するわけですが、農地報償の処理についても千四百六十億というものが出ておる。少なくともこれに数倍する国家の責任があると私は思ひますが、この一応の基本的な考え方について、長官としてのお考えを伺ひたいと思ひます。

○塚原国務大臣 今度おわれわれがこの国会に提出したそうといたしております法律案は、四十二年年度の予算には関係はございません。交付金の支給は四十三年度以降になりますから、四十二年年度の予算に関係があるというものは、事務費だけでございます。これは三億二千万でございまして、それから受田委員、民社党の方々、また社会党の方々の問題に関する方々からも、たびたび激励のことばもいただいておりますし、いろいろと御要望の点も伺つておりますので、そういう趣旨を十分勘案しながら、国民の納得のいく姿で処理いたしたいと考えております。

○受田委員 ちょっと途中で事務当局でけっこうですが、現在までにすでに整えられた該当事者の数あるいは世帯数を示していただきたいと思ひます。

○長村説明員 引き揚げ者の世帯数としては九十五万四千世帯でございます。引き揚げ者総数としては三百六十一万人というふうに推定いたしております。

○受田委員 いわゆる圧力団体と称する団体がある。私は、この問題は圧力団体の問題じゃないと思ひます。この問題は、少なくとも筋の通つた

法律問題であり、国家の道義問題である、そういう意味から、自民党も六千億圓という公約を選挙の前に示して、そして引き揚げ者の支持を得たか、得ぬかはわからぬけれども、一応そういう選挙の公約をうたつておる。このうたつてある公約を弊履のごとく捨てる党ではないと思ひますが、あなたは党人という立場もおありと思ひますが、あなたの責任者でもあられるが、公約とそれの実施についての関係を承知したいと思ひます。

○塚原国務大臣 別にプレッシャーグループの圧力は、私個人は何ら感じておりません。繰り返すようであります。今日の国家財政状況とにらみ合わせ、国民の納得のいく姿においてこの問題の解決をはかりたい。いまあなたがおっしゃつた額について申し上げる時期には、まだ達しておりません。

○受田委員 私がお尋ねしているのは、党が公約したこと、その実施についての関連をお尋ねしているわけですね。

○塚原国務大臣 私はそういう団体に入つておられませんので、党の公約というものがいまおっしゃつたような数字であるかどうかということについてのことは、私自身はじかに感じません。が、しかし、世間にはそれが常識的な数字として伝えられている。民社党のほうもそれにプラス幾らかで受田さんからお話を承つたことがありますが、はたしてこれが公約であるかどうか、しかし、まあ公約として受け取られていふという、そういう空気が現状は、私もよく存じております。

○受田委員 においを感じたり、空気に押されたというのじゃなくて、ちゃんと公約しておられるわけですね。公約はやはり公約の公約ですから、だから……（公約してないと呼ぶ者あり）公約してないといふ話は別です。自民党は公約してない、金額について公約してない、大臣は党人として言えますか、どうですか。

○塚原国務大臣 何かそれを上回つたような数字も初めは聞いておりましたし、いまおっしゃつた

ような数字も聞いておりますけれども、数字について党が公約として何かうたつていふといううな……たとえば十大政策とか十二大政策というものの中は数字は私になつたと思つておりましたが、しかし、これに関係のある方々がいろいろな大会その他においてそういう数字を出しになるということは、私も承知いたしております。

○受田委員 よくわかりました。つまり関係者の一部の人の約束であつて、公約の公約ではない、かように了解させてもらつてよろしうございすね。答弁をひとついただきたいのです。

○塚原国務大臣 意味はどちらにもとれると思ひますが、公約でないという断定もできないが、公約として書かれた書類の中には数字が入つていない。しかし、これに関係のある非常に多くの方々がその数字を出しになっておるということは、私もよく承知いたしております。

○受田委員 わかりました。自民党の公約と称するものには非常にあいまいもたれるものがあることが、公開の席上で明らかにされました。そういうところに、真実をもつてこの問題の処理に当たろうという気持ちでどこか欠けておるのではないかと。ほんとうに懸案を解決しようというならば、法律論からいつても、国際的立場からいつても、また道義的立場からいつても、どこに問題の所在があるかをきつりつかんだ公約というものをする公約であつてほしい。選挙が済めばはがれるような公約では、意味のない公約であると批判をせざるを得ないと思ひます。

もう一つ、せっかくの機会でありまして、次の問題に入らせていただきますが、長官、あなたの御所管の中に、沖縄を所管する南方連絡事務所というのがあるわけですね。この所長さんというものは、アメリカの高等弁務官と比べると、はなはだ地位が低いという感じが私にも沖縄を訪問したときに持つたわけですね。現地で高等弁務官と対等の外交交渉ができ、事務折衝ができて、そこですかつた処理ができるほどの力のある所長を置くよ

うな管制並びに人的配置を行なうべきではないか。総務長官が御所管ではありませんけれども、たとえば文化的には文部大臣、貿易的には通産大臣等の指揮監督を受けるし、それから重大な問題になれば、協議して総理大臣の指揮を受ける、こういうような官制ができておる。ところが、現地の所長さんは——いまの所長さんをおかれこれ言うわけではありませんが、人物がごりつばであつても、その置かれておる地位というものが、高等弁務官と対等の折衝ができるような大もの立場でない。そこで、終始日本政府が、総務長官がタッチしていかねばならぬ。日米協議委員会を通し、中間にいろいろな機関等を通すわけであり、すけれども、現地で独自の権限をもつて処理する力がない。沖縄問題の特別委員会ができたけれども、個々の問題はこの内閣委員会が扱うわけであり、また、南方連絡事務所長というものを強大な権限を持つ地位に変え、その人も一等大使あるいは国務大臣級の人をもつて充てるというような形でこれを処理しなければ、沖縄問題の解決には非常な時間がかかると私は思うのです。むしろ急いで解決するという意義を見出すためにも、いま申し上げたような一級の人物を配置するという構想を私は提案したいが、いかがでしょう。

○塚原国務大臣 いまの南方連絡事務所の組織そのものが、はたして外交的な役割りをなしておるかどうかが、それはその面もあります。普通考えておる在外事務所と申しますか、大使館、公使館のあれとは違ふ面も、現実の姿としてはあると私は考えております。しかし、いま沖縄問題というものが非常なウエイトを持つておることは事実であります。懸案の処理に当たらなければならぬ重要なポストでありますから、これは今後の問題として真剣に検討していきたいと考えております。

○受田委員 これは急ぐ問題だと思ひます。私がいま提案した構想、これは私、現地を見たときつくづく感じた。現地の所長の地位はあまりに低い。高等弁務官にあつて使われているような感じ

すら受けるのです。総務長官がみずから行つてできれば別ですが、それはなかなかできない。そうならなければ、総務長官と同格、あるいは総理級の人間をあそこに置いていいのです。ワトソンなご子供扱いにするくらい力を持った人を現地に派遣するということだ。そういう官制を設けて、人物を派遣するということだ。この私の構想がどうであるかのお答えがまだないわけですが、この構想が適切かどうか、もう一度大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○塚原国務大臣 非常に含蓄のある時宜に適した御発言であると思ひますので、十分その真意を理解しながら前向きで解決していきたいと考えております。

○受田委員 いま一つ、総理府の総務長官の御所管の中に、恩給審議会の問題があるのです。これでも私もう質問を終わりますが、昨年の暮れに新居会長から中間答申なるものが出された。そこで、来年の三月三十一日までの期限の暫定措置を答申として出されたので、それに伴う恩給法の改正案をいま用意しておられる。しかし、問題は、この恩給審議会というものの、基本問題を解決する一番大事なことは、恩給法第二条ノ二にうたつてあるいわゆるスライド制、諸物価上昇等に伴うスライド的な年金額の改定ということに私はあると思うのです。私は、その意味においては、あの規定には少し生ぬるい「著シキ」というようなことが出て、非常な情勢の変化のときという意味にとらわれないでございしますが、これは審議会の答申をまつまでもなく、政府自身としても、このスライド制をせつかく法律で出しておられる以上は、これを私は、たとえば一試案として、現職の公務員の給与と二割の格差が出た場合、現職一〇〇%、退職者が八〇%を下った場合は、これを改定するといふような具体的なスライド制にこれを保持していくような努力を総務長官としてはされるべきではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○矢倉政府委員 恩給審議会の審議事項として、昨年のいわゆる法律改正の中で調整規定をうたわれたことをどういふふう運用するかという問題についての審議が現に行なわれつつあるわけでございます。先生御指摘のとおり、その規定の内容そのものは確かに抽象的な規定でございます。その運用のしかたは抽象的な規定でございます。影響すること、事実だと思ひます。したがって、これからの審議会で調整規定の運用のあり方というものを審議をお願いする、かような予定に相なつておる次第でございます。

○受田委員 はなはだ力のない御答弁でございますが、いまの恩給法二条ノ二を具体的に、たとえば国家公務員法でうたつたような、民間給与が五%上がったから勧告しなければならぬ、こういうような形のものをこれを持ち出す必要はないかと私はお尋ねしておるのです。

○矢倉政府委員 この点は、実はこの法案を法律化するまでの過程の中でもいろいろ御意見のあつたところでございまして、その際にお答え申し上げましたように、実はこれを具体的に、たとえば現職の国家公務員について五%以上の改定を必要とする場合に人事院が勧告をするというふうな趣旨の具体的な内容を含んだものを用意する必要があるのじゃないかと御意見がございました。そのときにもお答えを申し上げましたように、恩給についての対象でありますところの国家公務員の給与と恩給とは、性格的にも相違がございます。そういう点から、何%の具体的な数字をあげるということとは、実はそのときには困難でございます。そういうことを申し上げて、したがって、恩給審議会がこれの内容について具体的なあり方を御審議いただく、かように答弁を申してまいりました。その態度は今日でも変わっておりません。

○受田委員 もう質問をよめますが、この問題は審議会に責任を転嫁して、政府そのものの基本的責任のほうを忘れたような形ではないかと思ひます。やはり政府自身も、現職の公務員が在職中に

十分国家、社会に奉仕した退職後においては、またそれに伴う退職時の俸給を基礎にした年金を老後の保障にもらえる、こういうところに現職の人も希望を持つわけでありまして、退職者が冷遇されるという形になってくると、これは現職者の希望を失わせる危険もあるので、先輩、後輩を通じて、国家に殉じて、私企業にも関与できないで有形、無形の奉仕をしておる人々をあたたかく遇するということとは、決して恩給忘恩論とか何とかという一部の問題とは別に、基本的な国家責任であると思ひます。政府が常に基本問題を政府の責任でやるといふところ、審議会の答申を参考にしながら、政府自身はその答申をまつまでもなく基本的な作業を進めていくという態度を持つてらうか、いかがでしょう。

○矢倉政府委員 確かに受田先生のお話になりますように、法の解釈、運用というものは、政府の責任としてやるべき筋のものとございまして。ただし、その運用のしかた、いわゆる第三者機関としての審議会にどういふふうにあるべきかということについては公正な意見を求めるということとは、これはそれなりに審議会の意義が十分あると考えております。そこで審議会の御意見を伺つて、そうしてその中で政府側のあり方というものを今後の課題として解決してまいりたい、かように考えておるわけでありまして。

○受田委員 そこまでして下さりますが、おしまいに総括的に長官に申し上げておきます。私が先ほどから申し上げた中で、私の発言は比較的党派を越えた御協力をいただける発言だと思ひます。また、いまの在外財産の問題についても、各党が大体意見が一致しておる国家責任の戦後処理問題ではこれが最後、私はその意味では一応うなずく問題ですが、しかし、別にまた社会保障問題としては別途考慮するといふのですから、その意味において、次の希望は、その社会保障の具体的な審議で救われると私は感じます。したがって、今回の問題処理を、党派を越えた結論が出ている問題

について、総務長官としてはこれを推進する關係の一番大事なポストにおられるわけでございますから、総務長官みずからが陣頭に立たれて、イタリヤ、西独等の戦後処理の中の在外財産処理に対するあの熱意を十分考慮に入れられて、敢然と早急に勇氣を持って処理されることを希望して、質問を終わります。

○關谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○關谷委員長 これより討論に入るのであります。別な討論の通告もありませんので直ちに採決に入ります。

總理府設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○關谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なしと稱する者あり】

○關谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

【報告書は附録に掲載】

○關谷委員長 内閣提出第三号、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 暫定予算から増員の一部分改正などですけれども、最初に一つ承っておきたいことがあるのです。

これは三月七日の新聞にずっと出ております

が、昨年の五月に閣議決定しているものと相関連をいたしますけれども、例の反日教育の規制、こういうものの言い方で文部大臣が今国会に学校教育法の改正案を出したい、こう言っておられる件について、冒頭に大臣のこのことに触れた御心境をひとつ承っておきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 今国会に学校教育法の改正案を提出いたしました御審議をいただく予定で、ただいま準備をいたしておるのでございます。その学校教育法の改正のおもな点の一つは、現在ございすはとんだが、法的には学校教育法上規定はございすけれども、放置されております各種学校の地位を法的に位置づけまして、これに法的な、また實際上、国家的、財政的な援助とか、そういうようなものを考えていこう、そういうので新しい各種学校制度をつくらうということが一つの主眼でございす。それに関連いたしまして、お説のように、新しく外国人学校の制度をこれにつくるといふ意味におきまして準備をいたしておりますのは、事実でございす。ただ、これは巷間、たとえば民族教育を阻害するとか、あるいは同化教育をやるのではないかというようなことで非常に世間を刺激しておるようございす。が、実際問題といたしまして、この外国人学校の制度を設ける一番大きな理由は、各種学校制度というものを一つつくりまして、各種学校に入らない学校はほとんど野放しの、法的な規制を受けない、法的な立場を確立されないで放置されるような、事実上の教育をやっておるというだけになってしまふわけでございます。いま、外国人学校と称するいわゆる外国人のみを教育いたしております学校は、各種学校といたしまして都道府県知事が認可を与えておるもの、または都道府県知事がまだ認可をしていないもので事実上学校教育をやっておるもの、これらの学校が相当数にのぼっておりますわけでございますが、各種学校制度をつくりまして、いままで認可をいたしておりましたもの、この新しい各種学校の範疇には入ってまいりません。したがひまして、これが全く事実上の教育をしてお

る形だけが残りました、何らの法的地位を確立されていない、こういう形になりますので、やはり外国人の学校におきまして、これを自由に、外国人の学校を法的に認めて、そしてその教育を保障してやる、これがやはり法制上におきましてはむしろ積極的に必要なことではないか。そういう意味から申しまして、特に各種学校からはずして外国人学校という制度を設けますのは、その学校で祖国のことで祖国の國語を教えたり、歴史や地理を教えたりいたしますいわゆる民族教育というものを自由にさせてあげよう、その自由なる教育の方式を認めてあげよう、むしろ私もから申しますと、その教育を学校教育として認めて保障していくという面におきまして、これはむしろ外国人学校において積極的に希望されるべき問題じゃないか。ところが、この法案の成立の初期におきまして、反日教育を規制するといふようなことで非常に大きな反対をしておるのでございす。が、しかし私は、日本の中に日本の学校として日本が公認している学校におきまして日本に反対する教育が行なわれるといふことは、これは独立国として認められない問題だと思ひます。これはしてはならぬといふことは、言わなくても当然なことだと思ひます。ですから、現在、反日教育をやっていない限りにおきましては、民族教育やそういうものについては、何らの規制はいたしません。

自由、平穩に教育をいたしておる学校については、むしろ積極的にそれを保障していくという意味において、私は、ぜひこの外国人学校制度というのを必要とするのではないか。そこで、もし各種学校制度を新たに法律で——これは非常に要望の強いところでございますので、これを確立してまいりまして、外国人学校といふものをはずしたらどうなる。これはもう全く事実關係の教育をやっておる野放しの学校になってしまつて、いわゆる学校たる認可とかそういう問題が行なわれてまいりません。そういうことは、むしろ学校の形態をしてやっておる学校自体としては耐えられないことではないかと存するのでございまして、そ

ういう意味において私は、ただいまやはり外国人学校制度をつくらうがよいという観点のもとに準備を進めておるのでございす。いろいろな反対につきましては、私もいろいろ接触しておりますけれども、その点をよく説得をいたしたいと、その理由につきましては十分納得をいたしたいと、おるような現状でございまして、私はまだ十分御説明が足りない点が多いと思ひますので、今後努力をして納得のいかれるようにしたいと思ひます。

○大出委員 昨日、本委員会の理事会で、この問題についてはあらためて場所をひとつ考へて時間

をかけた論議をする、こういうふうな大體申し合はせのような形になっておりますから、この問題だけで多く時間をかけるつもりはないのです。これは論議を始めますと、ずいぶん多角的な問題点が出てくるだらうと思ひます。したがつて、私はきょうはお考えを聞いておきたいと実は思つておるのですけれども、反日教育とは一具体的にはどういふ教育をお考えになつておるかという点をお調べになつての上での御発言だと思ひますので、承りたいわけではあります。○鈴木国務大臣 反日教育と一がいに申しますけれども、私も、この法律案の内容で一応規制しておりますのは、わが国もしくはわが国民に対する誤った判断を植へつけて相互不信の念を起させる教育、わが国の國際的な友好親善關係を著しく阻害する教育、わが国の憲法上の機關が決定した施策もしくはその実施をことさらに非難する教育、こういうふうな例示で法律に書く予定でござ

いますが、外国人といえども、日本の学校でございませう。日本の法的秩序または日本の親善関係を阻害するような状態では困る。これは当然に言えることではないかと思ひます。そういうたふりなことを考へておるのでございませう。そうしてはならぬと規定しますけれども、まあ實際問題としては、その明らかな例証とかそういうことになしに各学校におきましていろいろな教育が行なわれる場合において、文部省は、現在におきましては、私立大学におきまして、あるいは国立大学におきまして、教授内容の規制とかあるいはまた監督とか、そういういわゆる自由な学問の研究なり教授については、何らの干渉を国家的にいたしてはならないのでございませう。その点もよく御了承をいただきたいと思ひるのでございませう。

○大出委員 いま三つくらいおあげになりましたが、書いてあるひまがございませんでしたが、よくとして聞いた限りでは、どうもいふんわからぬ原則だという気がするわけでありませう。たとえば、私前に賀屋法務大臣のときに相当時間をかけて朝鮮の問題について御質問したことがあるのです。たとえばGHQにおった人、あるいは外国人でG・B・コーヘンなんという人が書いております「戦時戦後の日本経済」という資料がございませう。あるいはまた鎌田という人が書いております「朝鮮新話」などという文献がございませうが、こういうふうなものに、一九一〇年の日韓合併以来日本と朝鮮の關係というものがずっと、相当膨大な資料でございませうが、これを調べていきませうと、長いですから、一つの例をあげるだけにといたしますと、たとえば戦争末期になってまいりませうと、朝鮮で志願兵制度ができておりました。それはとてもじゃないが納得づくじゃ集まらないということから、たんばや畑で働いている朝鮮の農民の方々をトラックを持って行つて強制的にかり集めて、いきなり日本に運んできて、どこに持つていったかという、北九州の炭鉱にはうり込んだ。きわめて具体的な当時の記録がございませう。そうしますと、これを一つだけとりまして

も、民族教育という面でその国の歴史を考えた、さらに日本と朝鮮の關係が出てくるこういう場面でものをとらえていきませうと、どうも日本の当時とつた耐えがたい政策についての大きな民族の悲哀、あるいは忍従の歴史というものを語らなければならぬ。そうすると、聞いているほうは、日本といふのはひどいことをやつたんだということになる。ということになると、これはたいへんどうもその教育自体はまあおしやつた三点からすれば感心しない教育ということに、とりよるによつてはなつていくわけですが、したがつて、いま言われた三つの原則をあげられたぐらゐでは、あぶなくて、うっかりそれじゃ学校教育法の改正よろしゅうございませうというわけにいかない。だから、具体的なことで私は聞いておるわけですが、いままやうな形のことをもしその学校が教えることになつた場合に、これはいままおしやつておる項目に該当するのですか、しないのですか。

○榎本國務大臣 よくそういうことを聞かれるのでございませうが、私も、過去の歴史的な事実を事実として学校で教えるということとは、そのことが日本の悪口とかそういうことになりまして、これは具体的な事実を教えるということの教育を言つておるのではありませんで、現在のわが国のいわゆる憲法下の法制におきまして、日本に反対する教育は、日本に現在いる限りはしていただきたくない、これだけは日本人である限りは、私は皆さんそうお思ひになると思ひるのでございませう。

○大出委員 たとえば日韓問題のときのような形の中で、日本の朝鮮人といわれる方々は、北朝鮮人民民主主義共和国の国民であつたとした場合に、その国の立場に立つわけですから、その国の国民なんです。あるいは韓国の場合でも、韓国の主張が出てくる。あるいは韓国の場合でも、韓国の主張が出てくる。ということとは、現在の時点の問題をとらえても、当然あり得ることです。だとすれば、いまの御説明でいくと、現時点におけるとい

うものの言い方なんです、その国の考え方というものが、これは国民である限りは教えないければならぬ、そういうところで述べられる。そうすると、それは日本政府と反対の立場の国なんです。反対の立場が明らかにされる。それは反日教育だ、こうなるわけですが、いまのお話ですと。

○榎本國務大臣 これは現在、教育上必要な課程において民族教育をされるのは、何ら私も干渉とかそういうことは考へておりません。ただし、日本の国にありまして、日本の国に反対する、もしくは日本の国の存立に對して反抗するような、そういう教育はしていただきたくないと考へております。

○大出委員 ですから、いま私が言つたように、たとえば北の人の場合ならば、南とだけ日韓条約を結ぶというふうなことは反対だ、そういう立場をわれわれはとれない、こういう向こうは立場をとつていたわけですから、そういう思想、そういう考え方が教育に出てくるはずで、韓国なら韓国側にやはりそれなりの主張がありますから、日本政府のあり方というものは正しくない、こういう、たとえば簡単に申し上げて主張が出てくる。

これは国が違ふのですから、当然あり得るわけですね。だから、もしも大臣のほうに特定な、どこの国ということが頭にあつてお考えになるなら別だけれども、そうでないのだとすれば、国を思ふ立場が違ふわけですから、現在の時点の問題をとらえても、日本の政府が考へておることと反対のことを相手の国が考へておる場合には、そういうものの見方になると思ひます。だから、いま大臣が言つておられるけれども、反日教育の規制で三項目あげられましたが、それでは一体何をねらつてどうしようとしておるのか、さつぱりわからない。そのところをもう少し具体的に、特定なところをあなたのほうはお考えになつてものを言つていられるのか、きわめて一般的なのか。一般的だとすれば、いま申し上げたようなことは国が違ふ限りあり得るのですから、そこらところの一体何がねらいかわからないので、もう

一べんお答え願ひたい。

○榎本國務大臣 それは外国人学校制度を設けませうのは、私も日本は日本の国籍を有しない方に対する教育ということと、たとえばアメリカンスクールでございませうとも、いずれの国の学校でございませうとも、その規定によつて保障して差し上げようということとでございませう。したがつて、たとえばアメリカンスクールでアメリカのいゝわゆる大東亞戦争のときのことを教へたり、あるいは現在の大統領のことを非常にはめたえたりいたしまして、何らこれは私どもの関与するところではない。ある特定のものを予定しておるのじやございませんで、この制度によつて、すべて外国人が日本でその子弟の教育をいたそうとする場合に、この規定によつてむしろ保障して差し上げる、こういうのが私どもの気持ちでございませう。

○大出委員 この規定に違反したという認定は、だれがするわけですか。文部大臣ですか。

○榎本國務大臣 この規定はもちろん文部大臣がいたしますが、調査をいたすとかそういう場合は一応規定はいたしておりますけれども、しかし、實際上の認定になってきまして、そう簡単に私も認定ができると思ひていませんけれども、一応これは日本にある学校である以上は、当然に日本に反抗するような教育の拠点になつては困る。これだけは法の精神として掲げるのが必要なこととでございませう。たとえば、教員の欠格条項とかいろいろ規定してございませうけれども、その判定につきましても、やはり具体的な場合において、その判定資料に基づいてやるよりほかにないと思ひます。

○大出委員 そうすると、日本に反抗する拠点になつては困るということと出されるわけですから、現に拠点になつておるところがあるわけですか。そこはどこですか。

○榎本國務大臣 拠点になるようなところがあつては困るという規定でございまして、現にあるというところを予想して書いておるのじやございませう。

○大出委員 現にないものを、拠点になつては困るからということで規制するという、そういう法律改正をやるということ自体がおかしいので、現在はないと言ひ切れるのですか。

○鋼木國務大臣 私、現在あるかないかわかりません、調べていませんから。

○大出委員 言はず語らず、あるかないかわかりませんと言ひのだから……。先ほどはないとおっしゃつたのだけれども、大体、二回の答弁が違いますから、もう一つどこかのほうにあるものが表に出てこないだらうと私は思う。となると、いま言われる大臣の答弁のニュアンスからすると、どうも一般的な言い方が今度おかしくなる。つまり何かいま言われる意味で拠点になるものがある。拠点になつては困るということになると、拠点になりそうだが、あるいはなつてないにしても、なりそうだと思う、そういう心配がなければ、こういうものを出してくるはずはない。昨年五月の閣議決定自体がそうなんだから、あれからの関連なんですか……。そこあたりはもうちょっとはっきり言つておいていただいたほうがいいのじゃないか。いま私のところには、方々からたくさん——学校の先生から何からかから、一ぱいはがきが来るわけです。だから、現に何にもないのなら、世の中をこれだけ大騒ぎさせる必要はないことだ。だから、騒ぎが大きくなつては困るので、そこをもうちょっと明確にしておいていただきたいのです。

○鋼木國務大臣 これは、騒ぎが起つてきているのは、みんなの誤解に基づいていて私は思うのです。私どものところに來ますのは、民族教育すらも否定するとか、日本が積極的に同化教育をするのだというようなことが反対理由になつておるようですが、そんなことは私どもは毛頭考えたことではない問題でございます。

なお、外国人一般について、現在あるなしは別として、日本で外国人学校を日本の学校として認める限りは、日本に対して反日教育的なもの

はやつてはいけませんぞということとは、概括的に規制しておくことは、絶対これは必要なことじゃないでしょうか。そんなことで、そういうことまでも規制しないで、外国人に対して日本が非常な保障をしていくということ……。これは、日本政府として責任を持つ以上は、私は当然なことだと思ふのです。いま現にあるもの、それを弾圧するとか、そういう意味は毛頭ございません。

○大出委員 新聞の発表がほんとうかどうかかわかりませんが、何かそういう原則に反するような場合に、法的な勧告をするとかあるいは廃止を求めるとか、そういう具体的な措置を含めた改正ですか。

○鋼木國務大臣 それは学校教育法でも、一般にやはり法的に規制しております問題については、一定の罰則がみなつておるわけです。ですから、そのありふれた一般の学校教育法全般に通じまするそういうたような罰則の關係というものは、これは当然に、学校教育法に規定する以上は、規定しなければならぬ問題だと思ひます。

○大出委員 いまおっしゃつたのは、一般的な意味での規制のしかた、こういうことですか。それ以上に出る気はない、こういうわけですか。——それじゃ、あらためて別な機会に御質問いたします。

ところで、いま提案されております「暫定予算における国立学校教職員の増員状況一覧表」という資料がございますが、この中身について承りた

いう制度に最初提案をして通したわけですね。これはあまり論議も何もされないで通つていようですけれども、そのあと四校ですか、五校になりますか、専攻科をつくる形がとられていゝわけですね。この二年というその上に、半数にしろ、専攻科というものをつくつた趣旨は、一体どこにある

○天城政府委員 診療エックス線技師学校の上級課程の設置の問題でございます。御存じのよう

に、診療エックス線技師は、現在法律によりまして、エックス線を人体に対して照射し、撮影する

というのを医師、歯科医師の指示のもとにやる仕事で規定されております。この養成のために、従来から二年の課程の学校をつくつておつたわけ

でございますが、御存じのとおり、最近エックス線関係の診療ということが大きな要素を持つてま

りましたし、またやがてはかなり高圧の深部治療装置もだいたい入つてまいりますので、そういうものを扱うためにより一そう充実した教育をする

必要があると考へまして、上級課程の設置を考へたわけでありませう。

○大出委員 それでは答弁にならぬのですけれどもね。というのは、深部治療、いまやつておるようなものをものと高圧のものを使うとか、あるいはガン対策のアイソトープその他を含めて勉強しなければならぬということならば、診療エックス線技師法そのものをなぜ改正しないかという問題が出てくるのです。私は、ずばり言つてしまえば、一つずつ専攻科みたいなものをこしらえていって、あと四つくらいやれば全部できてしまふので

しょう。これは全体では十校くらいではないですか。そうすると、いつの間にか小出しに出してきて

てそんなつてしまつた、先生もそういうことでふえてしまつたということになると、何のことはない、実質的には三年制の教育課程なんだというこ

とにもなつてしまふ。そこらとの関連はどういうことになりますか。

○天城政府委員 これは、エックス線技師の資格を高めるといふような法律問題も片一方ではござ

いますけれども、現時点におきましてやはりエックス線技師の資質を向上するということが、法律問題だけでなくして、事実問題としても必要になつてきておりますので、これを高めていきたい、こう考へておるわけでございます。

なお、現在のエックス線技師法のたてまえから、扱う範囲というものはもちろん法律で規定されておりますから、現在はその範囲内のことにな

るのでありまして、法律改正になつて扱う範囲が拡大されるとかいうことになれば、もちろんまた

それによつた仕事ができるわけでございますが、現在の時点におきましては、現行の法律の範囲内

におきましてエックス線技師の資質の向上をはかりたい、こういう考へ方でございます。

○大出委員 問題は、三年制になりますと、他の

○天城政府委員 これは所管が厚生省の法律でござい

ますし、この扱いその他につきましては、私のほうから申し上げるよりも、厚生省からお答え

いただくだらうかと思ひます。

○大出委員 と思つて、実は厚生省にお出かけを

いただいておりますわけですがね。診療エックス線技師法

でいけば公衆衛生局ですか。診療エックス線技師法

でいけば公衆衛生局ですか。診療エックス線技師法

でいけば公衆衛生局ですか。診療エックス線技師法

でいけば公衆衛生局ですか。診療エックス線技師法

でいけば公衆衛生局ですか。診療エックス線技師法

でいけば公衆衛生局ですか。診療エックス線技師法

でいけば公衆衛生局ですか。診療エックス線技師法

○三浦説明員 現在衛生検査技師もエックス線技師も、どちらも医務局で所管しております。

○大出委員 そうすると、三浦さんから両方御答弁いただけるわけですね。――先般の国会で、これは政府提案で診療エックス線技師法一部改正案が出ていたわけですね。この間に三年に課程を進

行させても、なおかつ都道府県知事免許という、最初はそのうだったんですね。大臣免許については自治省が当時反対しておりまして、最終的にま

まて大臣免許という形で法案が出てきておる。一種放射線技師、二種放射線技師、一種のほうは三年だ、こういうことですね。ところで、二種の

ほうが旧来の二年制の課程を終了した人、こうなるわけですね。その間に、いまここで問題になっ

ている専攻科みたいな形のところをあと一年やっ

た人は、大臣免許の一種放射線技師になれる。ところが、学校の数に限りがありますから、全国至

るところで、いなかの場合に一年専攻しようと思

たって、勤務の関係もありますし、学校がないん

です。それから、やりようがないわけですね。で、

きない相談をされても困るといって技師の諸君の反対があり

ました。結果的に成立しないので、継続審議の形

で国会解散、こういうわけですね。ここに一つ専攻

科をつくり、あと今度五つつくり、あとまた四つ

つくり、そうなるわけですね。そういう出

し方を文部省を通じて定員を要求されるなら、

その本体である法律のほうとの関係も、同じ

政府が提案しているのだから、皆さんのほうに

これははっきりさせなければならぬ責任がある

と思うのです。してみると、一体これはどうい

うに扱うつもりか、そこををはっきりしてお

かないと、ただこっただけ論議しても意味がな

い気がする、そこをひとつ御答弁いただきたい

です。

○三浦説明員 私ども、厚生省の立場といたしま

しても、最近の放射線医学の非常な発達に伴い

まして、診療エックス線技師の資質の向上をは

かかって、いざというときに念願でございます。そ

ういう念願から、前国会におきまして、診療エ

ックス線技師法の一部改正を政府提案でさせて

いたしまして、御審議をお願いしたわけござい

ますが、ただ、これは身分法ということになっ

ております。身分法ということになりますと、

やはり関係者いろいろの御意見がござい

まして、当時の政府案に對しまして、いろいろ

の御意見があった。そういう関係で、な

かなか御審議もいただけなかったようなこと

もございまして、現在、もう一ぺん私どもの

手元におきまして関係者と十分意見の調整を

いたしまして、意見の調整が整い次第またで

きるだけ早い機会に国会に上程をして、エ

ックス線技師の資質の向上につとめてまい

りたいと思っております。次第でござい

ます。かような御意見を私どもいたしました

は現在調整中でございます。その調整がつけ

次第案をまとめて提出をさせていただきたい

と思っております。

○大出委員 この衛生検査技師のほうで、いま

の問題と関連して承りたいことが一つある

のです。というのは、つまり同じ形になる

のほうがあるならば、そうでないあまたある

民間の私的なエックス線技師学校等について

も、いま二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

って、二年のものを三年へというふうにな

</

になつておる。そういう経過もありますから、取り扱いとしてエックス線のほうをこうするのなら、衛生検査技師法のほうはこうするというのがなければならぬはずで。そこところはどうかうふうにお考えですか。ただ単に先生だけふやしたつて、社会的資格を与えないのでは意味がないのですから……。

○三浦説明員 衛生検査、特に病院の臨床検査につきましても最近の新しい科学技術の発達、特にガン検査その他につきましても、衛生検査技師の職務の重要性、また技術の高度化ということが、国民医療の見地から非常に要請されているところがございます。私もいたしまして、そういう見地から衛生検査技師の資質の向上ということについては、やはり現在検討中でございます。たとえば衛生検査技師の養成期間が現在二年でございますけれども、さらに延長する必要があるかどうか、あるいはいま大出先生がおっしゃられたような、衛生検査技師という特別な資格を持った方だけがそういう業務に携わるようにしたいというところが、国民医療の見地からはけっこうなじやないかというようなことも、検討の事項にしております。ただ、衛生検査技師の数が現在まだ一万八千人しかございません。ところが、病院等で要求されております衛生検査技師の数は、私も現在調査したところでも、最低三万人くらいは必要ではないかといわれております。そういういたしますと、いま直ちに、たとえばいま大出先生のお話にありましたような、衛生検査技師でなければ業務をしてはならないということになりますと、病院のほうにおいて非常にそういう技師の不足を来してくる。あるいはまた、現在衛生検査技師の資格をお持ちでない方で、しかし実際には非常に熟練された方もおられます、こういう方の処遇をどうするかということも、問題となるわけでございます。いずれにいたしましても、衛生検査技師の資質というものは、やはり現在の医学においては非常に大事な問題である、早急に検討を加えなければならぬ問題であると思ひます。

で、私ももといたしまして現在関係方面と検討しておりますところでございます。成案を得次第、法律改正もまたお願いするということになるのじやないかと思つております。

○大出委員 私はなぜここでこれを取り上げたかという、せっかく先生をふやして国が金をかけるわけですから、それをやろうというならば、

しかも文部省の立場としては逐次やってこれたわけですね。だとすると、それだけでは意味がないことになる、というものの考え方を私は持っているわけなんです。というのは、これは私どものところにある資料でいくと、衛生検査技師でない方が検査を実際にやっている。検査屋さんなんていう名称になっていますが、やっている。これを見ても、犬のジステンパーの注射をいたしますという看板がかかっている。入つてみたら、そこが実は獣医さんで、片手間仕事に衛生検査技師のまねごとをやっている。ところが、需要と供給の関係から、実際の医療現場よりも安い請負仕事でやっている。施設も非常に悪い。というようなことになる。最近の医学というのは、私は医者じゃありませんけれども、単なる聴診器一本で名目という意味での判断をするのじやなしに、やはり基礎医学の分野から細菌なら細菌を調べなければ、診療上の判断がでなくなっているわけですね。そうすると、これはふえるばかりなわけですね。しかもそれが的確でなければ、これは誤診のもとになるわけですから、命にかかわる。ところが、そういう形が放任をされて、厚生省としてはわかつていて、需要と供給の関係、一万八千と三万要るのだというところとの関係で、だからちよつとどうにもならぬという理屈は成り立たぬと私は思うのです。きょうの人の命の問題なんだから。そこで、これを見ていくと、例の血液検査の血液型の問題だつて、百人に三人は必ず間違ひがある。だから、全部やり直してみなければ正確な血液型はわからぬというわけですね。これは検査上のミス、手落ち、技術の不十分、人が足りない、いろいろな理由があると思うのですが、四・二%と

書いてあるのもありますけれども、普通百人のうち四・二人は間違ひしておる。おれはA型だと思つていたらそうでなかつたというものが、百人のうち四・二人いるということになる。そういうことになつていたのでは、えらいことになると思ひます。四・二人いるというところ、これは一つの企業として利益採算をとつてひとつの経営としてやっているところもある、大阪なんかでは。そういうところは、そのままだいてやるわけですからね。そうすると、まさに臨時雇ひみたいな人まで入れて、注文がたかさんあつたときにやらせる。全くわからぬ連中がやっているという現実、これの規制のしようも取り締まりようもないという法律があつたのでは、これは私はいへんなことになると思ふのです。だから、ここで衛生検査技師のほうも人をふやし、上級課程までつくろうと言われるものを、どう考えてどんな発展をする今日の医学に對処するか、患者あるいは国民医療の面で對処するかという面がひとつつてこなければ、説明にならぬと私は思つております。ところが、それが何もしないに、ばかり裸で先生の数だけふやしてくるという出し方はなかるうという気が、私はするのです。だから、そこらのところを過渡的に、今日足りないなら足りないで、向こう何カ年なら何カ年でこういう資格要件を備えた業務規制なら業務規制にする。今日実際にやっている熟練している人たちが、それが学問的基礎知識があつてやっているかという、検査技術としてはやれても、その人は学問的基礎知識がないわけですね。臨時雇ひを入れてきて、そこに住みついてしまつて、検査することも技術的にはうまいということをやっているわけだから、ひとつ間違ひと、チフス事件だのコレラ事件だのがでさう上るわけだ。だから、そういう危険な状態を放任すべきでないから、そこらのところを、この設置法上先生を二人ふやす、四人ふやすというならば、もうちよつとどう考えるかという点を明らかにしたい。だから、私はこれはえらい問題だといふ

に思つて御質問しているのですが、そこらの点は今日全く白紙ですか。

○三浦説明員 いま大出先生の御指摘のとおり、医師の診断はにかかつて衛生検査技師が正しい臨床検査をするかどうかというところにあると言つても過言ではないと思ひます。それほど最近の医学の診断、治療には、基礎的な衛生検査、臨床検査ということが非常に大事なことでござい

ます。ただいま御指摘のいわゆる検査屋等の問題につきましても、私もかねて国会からも御指摘を受けております。そういう問題も含めまして、できるだけ早い機会に衛生検査技師の資質の向上ということにつきまして私ども厚生省として案を固め、必要があれば法律改正ということをお願いしたいと思つておる次第でございます。

ただ、何ぶん身分法でございますので、やはり身分法ということになりますと、現在の衛生検査技師が――先ほど大出先生の御指摘のとおり、かに二年を三年にするという場合に、現在の水準の人、現在の衛生検査技師の身分を持っている者がどうなるのかということになりますと、一方においては患者あるいは医師という立場からまいりますと、資質の高い方だけが上級のほうになつてほしいし、衛生検査技師の側からいいますと、やはりできるだけ多くの方が上級のほうになつてほしいという、これは当然出てくる御要望でございます。そういう関係の調整ということがございまして、私もやはりもう少し時間をかけていただきたまはして検討して、できるだけ早い機会に案をまとめて、資質の向上対策を考えたいと思つておる次第でございます。

○大出委員 この問題の解決する要点というのは、先ほどあなたの御答弁にもありましたし、私も申し上げましたが、現にこの二年制で資格をとつておられる方々の処遇をどうするかという点に尽きるのです。先般の国会での陰のやりとりなんか見ておつても、その一点に尽きる。衛生検査技師法の改正を問題にする場合も、あるいは診療エックス線技師法の改正を問題にする場合

も、いずれもそうです。特にさつき申し上げたように、衛生検査技師の場合には、業務規制にすべきだというものの考え方です。そうだとすれば、それは幾ら専攻課程をふやしたから、そのところを勉強して一年やってこい、やってくれば与えるからといって、家族をかかえ、子供をかかえて、勤務条件があつて勤めているのに、無理なものはあくまで無理だ。だとすれば、特例試験なら特例試験という制度を設けるとか——これは衛生検査技師会の方の諸君の意見を聞いてみると、特例試験制度というものをつくつてくれ。学校に行ければそれにこしたことはない。近くにあれば、夜間でも何でもいこうというわけだ。つまり、みづからの技術の向上にもなるし、しかも社会的資格はよくなるわけですから、本人の仕事なんですから、当然それは行きたいわけだ。行きたいのだが、いまおっしゃる通りに、技術の低いとおっしゃるけれども、やっている以上は自分の天職なんだから、聞いてみると、だれもみんな行きたいのです。ところが、学校の数に限りがあつて、時間的な問題があつてどうにも行けないという現実を何とかしないことには、それはやはり不満が残ります。だとすると、特例試験制度をとるとかあるいは特例講習会をやるとか何とかいうような形を、都道府県に責任を負わせるなら負わせてもいいけれども、とにかくあまねくその地域にいる方々がそこに出かけていけば資格要件を取得できるところまでの課程は夜だつて修められるという、経過措置的な意味ではそういうことをお考えにならないと、実際問題としていまおっしゃる意味の不満は残る。問題が問題ですから、強引に押し切つてみてもよくはない。だから、どうしても私はそこを解決の重点にしたい。どうして、技師会の中があつち割れたりこちち割れたり、あるいは学校の校長会の意見がこうなんだというところでもんで片づかぬと言つていては、特に衛生検査技師法の改正なんという問題は済まぬのだと思う。だから、そこそこは英断をもつてその解決策をお立て願うということにしなければ、

これは解決しない。だから、けんかになつて中が混乱してしょうがないから、あれはおつぽつておくのだというところでは困ると思うのです。かつて保助看護婦法とときに、長野さんが看護係長をやっているときですが、あの例の保健師法構想というのを立てになりましたね。ところが、神田の共立講堂で看護婦さんの集会を開いたら、てつぺんだけで何ごとだと吹っ飛んでしまった。それはやっている方々が現に山ほどいて、その方々が納得しないものを通しようがないのですから、だから、そういうことをひとつお考えいただきたい。あれだつて前向きで解決すれば、保助看護婦法というものは解決すると思つてゐる。特に看護婦問題なんというものは、長年看護婦でいて正看になれないというものは、同僚の關係もあつて悲劇ですよ。だから、そのところはわかり過ぎるくらいわかつてゐるのですから、皆さんのほうで、そういうところを二年制でもつて学校が遠くて行けない人はしょうがないのだというふうに投げないで、その人をも含めた形を考へる。何しろ衛生検査をしうとがやっているのですから、二年教育課程を修めておる方、その方々を特例試験にし、講習にしろ、資格を引き上げるといふことは、決して悪い筋合いのものじゃない。これは獣医が片手間にやつておつたり、全くしうとが手間でやつておつたり、そのたびに間違ひが起こつたり、そういうようなことになつてゐる世の中だからこそ、私はそういう解決のしかたが必要ではないかという気がするのです。だから、何とかそういう点を早急にひとつ皆さんのほうでまとめていただいで、早急にやはり両方とも一部改正の形で国会にお出しをいただくといい方向でお進めいただきたいと思つてゐるのですが、そこそこはどうですか。

○三浦説明員 お説のこと十分尊重いたしますし、早急に検討してまいります。

○大出委員 時間の關係がありますので、これはたくさん並んでおりますが、一々拾つていきますと、いまのような問題がみな裏側にあるわけですから、時間もないので適当にいたします

けれども、これはもうちょっと実は親切な説明のしかたがしてほしいのです。出し方についても、文部省の皆さんに申し上げておきたいのです。きのうの理事会で、あした通してくれ、こういう御要望が出てくるのに、資料も何もいただいてないというところでは、私はその点はまことに不親切きわまるものと思つておる。官房長が私の部屋にお見えになつたつて、資料を持つてくるわけではなはい。そういうことでは、あした通してくれと言ふほうがむしろです。ですから、そこあたりはひとつお考えおきをいただきたいと思つてゐるのです。

この工業教員養成所の廃止の問題、これは四名ですが、この問題は、私、昔大岡山にあった高等工業教員養成所ですが、あれを調べたことがあるのですけれども、この廃止が単なる大学その他が完備してきたからもう要らないのだ、こういう意味だとすれば、ちょっとまた別な考え方が私はあるのですけれども、この廃止の理由は何が主たる理由ですか。

○天城政府委員 これは御存じのとおり、三年制の工業教員の養成機関として設置されたものでございまして、高等学校工業科の教員の不足を充足する、こういう考えから出たものでございます。その後の情勢を見てまいりますと、四年制の工学部も拡大されてまいりましたし、卒業生から求職をする者もふえてまいりました、大体当初から一定の臨時的な措置として考へておつたものでございまして、需給關係の上からこの制度を廃止しよう、こう考えたのでございまして。

○大出委員 この四十四名の減、この人たちは現実にどこへ行くのですか。

○天城政府委員 これは実は、工業教員養成所の定数になつてゐる教育であります、本年四十二年度から学生の募集を停止いたしますので、それに伴ひまして定員を落とすわけでございます。しかし、この定員の措置の問題と同時に、人の問題もございまして、人の問題につきましては、それぞれの大学の工学部に付置されておりますので、御在任になつております工学部に就職するとか、あ

るいは他に転ずるとか、それは人事上の措置としてそれぞれ検討はしております。

それからこの定員は、もちろん予算上は減という形で落としておるわけでございまして。

○大出委員 そうしますと、実害はないというわけですね。おのおの母体なりそれぞれのところに移つていかれて、教育を受けるほうの側も、するほうの側も、実害は全くない、こういうことですか。

○天城政府委員 その点は個々の学校に即して慎重に検討いたしまして、実害が及ばないように措置をあわせて進めております。

○大出委員 時間の關係で、基本的な問題はまた次の機会にいたしたいと思います。以上で終わります。

○關谷委員長 受田新吉君。

○受田委員 ほんのちよつとだけ質問して、残余はあすにさせていただきます。皆さんお疲れですから……まあがまんしていただければいいですが、それをまず御相談ですが……。

○關谷委員長 あすは大臣の都合はどうなりますか。

○御木不務大臣 私はきょうやつていただいたほうがいいです。

○受田委員 そうですか。それでは、大臣はきょうがいいというので、政府のほうに御協力いたします。

御木先生は文部省はえ抜きの官僚御経験者でいらつしやるので、文教行政には十分通じておられる方である、また学徳の高い尊敬に値する人であるが、しかし、こゝでひとつお聞きしておきたいことがあるのです。大臣が過ぐる建国記念日の記念式典に政務次官をして代理出席せしめられた理由は、いかなる点にあるかをお答え願ひしたいと思います。

○御木不務大臣 お答えします。特別に私は行かないという気持ちもなかったのをごさいます、まあ祝辞を政務次官に行つて読んでいただいた

けのことでございまして、私が行って悪いとはちっとも考えておりませんでした。ほかのあれもございまして、政務次官にかわって行つてもらいました。

○受田委員 これはいろいろの見方があるわけですが、大臣は建国記念の日が制定されて初めての式典に、何かその行事の中に旧体制の残存遺物があるやに懸念されて出席されなかったのではないかと、一部に流れておる。それから、文部大臣としては公平な立場で物事の処理をはからなければならないという意味から、政務次官を代理せしめるほうが、この際はいいのだらうという説も流れておるし、総理大臣は出席された、文部大臣は出席しないというところに、何か大臣の独特の信念というものがあつたのではないかと、そういうものには全然関係なしの、大臣のいわば自己の判断による欠席、はかにこれ以上の大事な会があつたら別でございまして、同じ時刻に何か文部行政上大臣が出席をどうしてもしなければならぬ理由のある会があつたのかどうか、そういう点でひとつ文教の責任者の信念を承りたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 そんなに深い意味があつたわけではございませんけれども、建国記念の日の主管の府といたしましては総理府でございまして、総理府総務長官がお出ましになるということで、私のほうから申しますと、日比谷で大会がございまして、全国でいろいろのところの大会がございまして、まずそれが日本の一つの行事ではないものでございまして、日比谷につきましては、私の関係もありまして、日比谷につきましては、私の直接の所管でもございまして、政務次官に行つていただいた、それだけの理由でございまして。

○受田委員 文部大臣として建国記念の日を学校教育上いかに尊重せしめるべきかという意味における文部大臣通課その他の、いかなる形式でもけつこうですが、国をあげて祝福する建国記念の日としてこれをどう奉祝すべきかという意味の大

臣の御意思が示されておりますか。いかがでございますか。

○鈴木国務大臣 これは学校におきまする慶祝の行事といたしまして、建国の記念の日について、その際におきましては、国家の行事としての祝祭も行なわれませんでしたが、国家行事として行なわれたいのには学校だけこれを行事として行なうというのを強制するわけにはいかない状況がございまして。しかし、私としては、やはり将来にわたつて学校において建国記念の日のお祝いの式が行なわれるということになることを切望いたしておりますけれども、それにはやはり現在の国民的な意味におきまして自然にそういう式が行なわれるということが国民感情として起こつてくることを期待いたしまして、本年におきましては、国家行事として祝日が行なわれたい今日、学校だけにこれを強制するわけにはいかないということ、指導要領の線に沿つて学校において行なう場合においては学校がやるということにしまして、すべての学校にこれを強制するという方法には出なかつたわけでありまして。

○受田委員 国民の祝日が従来九つあり、三つ追加されたわけですが、他の祝日について文部省の通課を出されておる事例はございせんか。

○鈴木国務大臣 祝日に関しては、小学校、中学校、それぞれ指導要領に休日の取り扱いが書いてございまして、祝日に学校において儀式その他の行事をやる場合におきましては、国歌を斉唱し、国旗を掲揚することが望ましい、こういう指導要領のことがございまして。それで、現在におきまして、他の祝日におきましても学校におきまして行事をやつておるようになっておるのでございまして、現実の問題といたしまして、現在の状況では去年制定された体育の日ですか、それに体育行事を——これは式ではございせん。行事をやつておる例があるだけであつて、あとは全部休日として取り扱つておる、そういう現状にあるのでございまして、指導要領の線に沿つてこれを行なうということを通知したわけではございまして。

○受田委員 祝日の趣旨徹底をはかる学校の訓示、説話、こういうものは文部省としてある程度示しておられるのですか。なぜ休むかという……。

○鈴木国務大臣 もちろん祝日を記念の行事といふたします場合には、学校におきましてどういふ趣旨でこの記念の日はこの式をやるかという趣旨を学校で各生徒、児童に話をするように、指導要領には書いてあるのです。でございまして、紀元節の日におきまして、その趣旨を知らせるという趣旨の統一解釈といふことが、文部省の解釈といふことも、私としては必要だと思つております。ただ、これはなかなか問題がございまして、文部省の公定解釈として出しますならば、なほ十分検討いたしまして出さなければならぬというので、今度のこの建国記念の日には、事前にこれを出すという事で間に合ひませうでしたけれども、私は十分検討いたしまして、そういう問題をできるならばこの次の建国記念日には間に合ひようにいたしたいと思つております。

○受田委員 子供が何で休むかわからぬであつたお休みといふのは、これは国民の祝日が制定された趣旨に反することになると思ふのです。国法です。国法の趣旨の趣旨の説明もなしに、あつたお休みだ、これは非常に無責任だと思ふのです。この前は間に合ひなかつた。しかし、法律が施行されてから一カ月以上たつてゐるから、建国記念日はなぜ休むのかの理由をいふは、すかつたと思ふのです。学校では、おそらくあつた建国記念日だから休むということ、子供たちは何らかの理由がわからないまま、休みが多いほどいいから休むのです。ここには一つの問題があるかかわらず、文部省が、祝日が制定されたことのできないう理由が、建国記念の日にあつたのかどうか。

○鈴木国務大臣 そういったような意味のこと、通課にはつきり書いてあります。特に建国を

記念する日をお祝いするということは、これは当然に国家として建国を記念すべきことだといふことは言うのではないかと。これは常識的な問題でもございまして、何も公定解釈を示さなくとも、学校でできるはずでございまして。また、通課にもいふゆるこの日の記念日として定められた趣旨のことは書いて、通課を出しております。

○受田委員 大臣の御意思を承りたいのですが、祝日の日には、従来は古い祝日のときにお祝いの歌がありましたね、式歌が。こういうものは、新しい祝日でやはり古いものを歌つてゐるところもあるし、歌わないところもあるということであるが、国旗を立て、休むと同時に、式歌というものを制定する意思がおありかどうか。これは官製でなくして、公募してもいいわけですが、学校によつてなつてなつておるものが多いので統一がとれない。建国記念の日には雲に聳ゆる高千穂の高根おろしに草も木も靡き伏しけむ大御世を仰ぐ今日こそ楽しけれ」といふ歌がある。これをそのままやつてゐるところもあれば、これはもう古い、神話的過ぎる歌だといふのでやめてゐるところもある。そうすると、また新しい歌が生まれていふわけですね。そういう意味では、文部省の指導方針として、国民全体が国法に基づいてこぞつてお祝いする祝日をたたえる式歌といふものの必要があるのじゃないか。

○鈴木国務大臣 いま、いままでの紀元節の歌を歌つておる学校もあるかと存じますが、これも歌つてならないというやうな禁止はないわけですから、学校で皆が認めて歌うものなら差しつかえないと思ひますが、しかし、全国民が建国記念の日を式として、学校で儀式をやつてゐる場合には、仰せのとおり、やはり式歌といふものを考えなければならぬと思ひます。しかし、現段階におきましては、まだそういう式歌をきめて、国民にそれを全部斉唱しろという状態ではないと判断いたします。

○受田委員 大臣は、もちろん行政の責任者として、君が代を国歌として今後とも尊重し、これを後世に伝承せしめることが適当であるとお考えいかがか。

○鈴木国務大臣 これも、指導要領にもはっきり書いてありますように、式をやります場合には国歌を斉唱することが望ましいと書いておりますし、現在やはり私も、全国民が国歌として斉唱することは好ましいと思っております。

○受田委員 そういふ指導要領の規定は、これは好ましいという形であつて、強制ではない、こういうことですか。

○鈴木国務大臣 儀式のやり方について一定の形式を定めて、それによつてのことやそれといふような規定はいたしておりません。

○受田委員 これはなかなか扱い方にむづかしい点があると思ひます。国歌については、これは大臣の御所管でない問題ではありますけれども、新しく国歌を制定してどうかという動きもあるわけですが、また学校教育というものは、他の地域社会の基準になるような行事が従来は展開されてきたわけ、国民の祝日についての奉祝行事というもの、やっぱり学校が地域では中心になつてくるんですね。だから、学校でやってもやらぬでもいいという形ではなくて、何かの目標をはつきり示して、私はむしろ文部省から、指導要領の中にある程度すかつとした——いま建国記念日については、一年のうちに何とかしたいとおしやつた。ある程度、すべての国民の祝日に対する文部省のより高い指導理念を实践せしめるような方向に持つていっていいと思ひます。そういうところをひとつ英断をふるつてもいい。

私、今度は法律に触れていきますが、学校教育法の中にある大学から幼稚園までの諸制度、その中に、高等専門学校としては工業高専が一ついまうたわれているだけで、それから今度政府がお出しになる商船高専が一つ生まれてくるわけですが、ところが、国立のみでなく、公立、私立まで認める制度の中で、商船高専だけは国立一本しかない

い。これは私立を認めていないわけですが、そこに高等専門学校の制度としては、国立だけの商船高専と、その他の私立の設立を認める工業高専がある。そういったようなものを、短期大学制度がすでに学校教育法の体系の中に出ていた以上は、高等専門学校という体系をひとつ学校教育法に打ち立てて、その中に工業高専あり、高船高専あり、また農業という——由来瑞穂の国と称せられるわが国では、農業高専をつくつてほしいという要望も相当根深いものがあるわけでございますから、高等専門学校制度を学校教育の体系にひとつ打ち込んで、その中にそうした分類的な、職種のな学校をつくるという、そういう体系に文部省としては持つていくのが適当と思つておられるか、あるいはそうしないほうが適当と思つておられるか、御所見を承りたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 私どもはこの工業高専の制度をつくり出すときに、技術革新の現代におきまして、それに即応するような技術者養成学校教育がぜひ必要だということから、高専の制度を推進するような気持ちでやつてきたわけでございますが、高専制度をつくり出すときにいろいろ論議がございまして、これは一つの六・三制の学制の中の一つの本筋のものでないという意味において、あまりつくるべきじゃないという意見もあつたようにございまして、今日高専をつくるつもりで、高専自体が実社会に相当役立っているというふうな面から、相当広く拡大すべきではないか。特に、ただいま申されましたように、農業高専というふうなものにはぜひつくる必要があるんじゃないかという主張が、相当あると思ひます。でございますので、今回は、仰せのとおり工専に加えて、商船高専だけを——まあ、これは国立しかございませぬけれども、おそらく商船高専というものは私立ではなかなかつくりにくい学校だと思ひますが、とりあえず商船高専の制度を設けて、御審議をお願いすることにしたのでございしますが、しかし、高専の制度をどのように拡大していくべき

か、教科についてどのように拡大していくべきかということは、相当調査を必要とすると思ひますが、今度の予算が通していただけますならば、私も、学職経験者その他関係の方を集めて、また文部省でもこれにつきまして研究・調査をいたしたい。そして、どのように高専を拡大していくか、学科その他につきまして、また社会的需要でございまして、農家といふと、現在でございまして農業大学、農学部あるいはまた農業高等学校の関係その他のものとの関連を十分調査しまして、そして拡大すべき教科につきまして、この一年で十分研究してみたい。そしてその結果によりまして、高専制度をどのように拡張するかを決定していきたいと思ひます。

○受田委員 御構想を承つたのでございしますが、これはいま中教審のような審議会等で、また別の審議会を設けてやるのか、あるいは従来の審議会を御相談するの、あるいは個人的な大臣のブレインをお集めになつて御相談されるのかどうか、まだ明らかではないのでございしますが、その方式はいかなる方式を採用されますか。

○天城政府委員 大臣の御答弁にちよつと補足させていただきますけれども、実は商船高専をつくり出すために、約二年ほど、専門の方々にお集まり願ひまして調査会をつくらせて、商船教育として五年制のものを、高等専門学校にどういふふうにかリキラムを設定していくか、社会的な需要という観点から、かなり時間をかけて専門的に研究をいたしました。いまお話のございましたたとえは農業につきましても、やはり五年制で考えた場合にそのカリキラムをどうするかということ、あるいはこの農業高専の卒業生というものは、農業高校あるいは農業大学、農学部の卒業生との間、十分検討していかねばならぬ。また、そのほかの分野からも、経済関係からも、あるいは芸術関係からも、その他の技術面で五年制のお話もございしますので、かなり専門的な検討をいたしたいと思ひます。制度全体をいたしましては、現在

の法律で高専というものは一応設定されておりますから、われわれはどういう学科に発展していくかということを専門的に検討していきたいと思ひます。

○受田委員 大臣、短期大学制度というものと高等専門学校制度というものと、類似の制度が二つあるわけですが、これにはまたいろいろ意見があつて、短期大学制度というものがあれば高専というものは必要ないじゃないかという意見もある。しかし、もし高専を卒業した者の売れ行きが非常にいいということから見ると、工業高専をつくつたのは間違いないといふ答えも出た。これは学校制度を文部省がどうつくるかについては、やはりその先見の明があつたかといふことにもなるわけですが、短期大学が持つ持ち味のよさ、高専の持つ持ち味のよさ、両方を十分生かしながらこの二つを発展強化せしめることが、日本の教育制度としては最良であると思ひます。

ただ、ひとつここで中教審の答申などにも関連するのですが、初期普通教育というものを幼稚園まで下げるかどうかという意見が出てきておる。幼稚園教育というものを義務教育の過程で、初期普通教育の過程で生かす道として、義務教育にするか、従来のままでいいかということについて、意見もいろいろあるわけですが、学齢期を一年下げるといふ見解についての大臣の御所見を承りたい。

○鈴木国務大臣 最近におきまして、幼児教育、特に幼稚園教育ということとは、非常に重要な教育として取り上げられてまいりました。また仰せのとおり、義務教育年限を下に一年下げる、もしくは二年下げるという御意見も、相当あるようございします。しかし、私といたしましては、義務教育年限の延長というものは、なお延長すべきだと思ひます。国力のいかに関係しますけれども、しかし、これは義務教育を下に延ばしていくべきか、あるいはまた高等学校の線にこれを延ばしていくべきか、重大な問題だと思ひます。現在の六・三制の学制延長とも関連しまして、私どもは

今日の六・三制がはたして将来の日本の教育の体系として適当であるか、こういうようなものを含めまして、私は、実は四十二年度の予算につきましても、そういう調査を含めての予算を計上させていたに過ぎません。これからそういう問題をあわせて、幼稚園に延ばすべきか、上に延ばすべきか、あるいは両方延ばすべきか、これらの問題を含めて十分これら学制の問題は慎重に研究する必要があると思います。研究を四十二年度から開始したいと考えております。

○受田委員 法律に直接関係する定員の問題ですが、三千人ばかり大学の先生をふやす。きのう、私、資料を要求しておきました。大学設置基準に基づいて教授の資格を有する者の一覧表を要求したので、教授、助教授、助手、講師という大学の先生の定数の分類というものが出ておるのでございますか。

○天城政府委員 御質問の趣旨をこう了解いたしますが、この三千名の教員の中には、それぞれ教授、助教授、助手という区別があるか、そういう御質問でございますか。

○受田委員 そうです。

○天城政府委員 これはそれぞれ置く場所によりまして、ここには教授を入れる、ここには助教授を入れる、ここには助手を入れる、不足の教官を入れる定数を全部きめてございます。

○受田委員 そこで、民間から大学の先生を招く、高等学校から招いたりする。そのためには四月一日からこの法律を施行しておかないと、送り出すほうは送り出したけれども、受け入れるほうは宙ぶらりんだという危険があるから急ぐんだという御説明と私は承っておりますが、しかし、これはほかの役所でも同じことがみな起こっていると思えます。文部省だけでなく、他の官庁でも、ことし大学を出る者あるいは民間からの採用予定者を四月一日から予定しておかなければならないものが、暫定予算の関係から六月になったとすると、その二カ月間はいわゆる常勤的な臨時職員のようなものにならなくてはならない。これは他の

省もみな同じで、大学の先生だけに限らないと思えますが、それを比較検討されましたか。

○天城政府委員 このたび暫定としてお願いしております三千三十五人でございますが、その中には、いわゆる学年進行とわれわれが呼んでおります分野の教官定員が二千七百七十八名おります。これは御案内のとおり、大学では学部、学科が設置されますと、一ぺんに四年分入れるわけでございます。二年、三年、四年と、一年ごとに上の級に上がってくるわけでございますので、それに応じて教官を入れておきます。したがって、たとえば二年次までできておきます新設の学科は、当然四月から学生は三年へ上がってまいりますので、それに見合う教官を入れたいと教育ができませんというところが一つございまして、それから新規の場合につきましても、学科の新設あるいは学科の拡充、あるいはそうでない場合の形の学生増募等は、みな四月の新学期から学生が入ってくるものでございまして、これに見合う教官がどうして必要である。そのほか、法律で新しい学部の設置でありますとか、新しい学科を設置いたします場合には、これは年度当初、いまお話ししたような場合には、若干ずれましても、あと年間授業日数、休日等を調整しながらカバーもできますが、やむを得ないものだけをお願いいたしておるわけでございます。

○受田委員 今度商船高専ができるわけですが、これは五月か六月にできたとして、そこで必要な職員を新規の増減の表の中に出てくる中で、増の分を商船高専との間で、もしこれが四月一日から商船高専ができたとしたら、流用できる道もあつたわけですね。そうだったわけですね。四月一日から商船高専の教授、助教授になる人を既設の大学、高専から横すべりさせるといふことも、可能であつたわけですね。

○天城政府委員 四月から商船高専を発足させる場合には、私たち商船高専の分として定員はあわせてお願いするつもりでございました。

○受田委員 したがって、この新規増の分だけふえる。同時に、さしあたり従来の既設の学校におつた先生が横すべりすることもできる、事実そういうふうにしてありますかどうか。

○天城政府委員 いまのお話は、具体的に商船高専五校は、現在高等学校として五校ございまして、制度は新しいのでございまして、実質的には商船高専に転換するわけでございます。ここにおけます高等学校の先生は、個人につきましては、資格のある人は高専に吸収されてまいります。定数上も高等学校が一年がなくなつて高専の一年ができるわけでございますので、高専の教官として定数は移す。増員分の振りかえという形をとっております。

○受田委員 それが商船高専がおくれないければ、もっとこのことがスムーズに行つたはずだということと言えますね。そこでございまして、そこでもう一つ、博士の学位を有する者、これをひとつ大いに奨励して、民間から篤学の士を発掘する必要があると思つております。文部省は大学院制度ができると同時に、一時、一般の従来の博士の学位を得る道を一応ふさいでおつた、大学院を出なければならぬところ、ところが、またそれを復活してきたようございまして、博士養成の文部省の方針を承りたい。博士は無条件で教授の資格を持つことになるので、大学の先生充足の手段としてはまことにいい制度だと思つております。

○天城政府委員 新しい学校制度になりまして、博士の授与のしかたでございまして、御案内のとおり、大学院におきます課程博士、大学院に在学して一定の単位をとり、論文が通り、そして最後に博士試験を通るといふこととございまして、原則としては在学しなければならぬというものでございまして、しかし、原則はそこに置いておきますけれども、なお、いわゆる従来言つておりました論文博士の道も、現在残つております。ただ、現在は昔と違ひまして、論文提出と同時に試験だけは受けていただくというやり方になつております。道はその二つでございまして、

実は御指摘のように、大学も拡充してまいりますと、大学の教官の補給ということが非常に大きな問題になってきますし、また他の部面におきましても高度の研究が必要になってきますので、私たち大学院の拡充ということの一つの政策として考えておるわけでございます。できるだけの可能な若い学徒を大学院で教育して、大学の教官ないしは研究者として養成しなければならぬ、それを一つの大きな使命と考えております。一方、いわゆる従来の論文博士でございまして、実は前に試験に語学の必須の問題がございまして、かなり不十分であるというお話があつたいたしましたので、これも各大学である程度弾力的にできるようにいたしておまして、現在、いま数はちよつと覚えておりませんが、学内から進んできた課程博士以外のいわゆる論文博士も、かなり出ております。この両面から博士をつくらせていきたいと思つております。

○受田委員 大臣、国立大学には夜学部の設置が非常に少ない。勤労学生に門戸を開放するという意味から、地方の国立大学にも夜間部を設置して、勤労しながら学問のうんのうをきかせる篤学の士を養成すべきだと思つております。施設をそのまま生かせる方法もある。先生もそのまゝ夜勤務していただければ、両方兼ねた場合には手当も増額されるわけなんです。教育の普及という意味からいっても、地方の国立大学へもそれを波及せしめたいという、夜間部の設置を文相としてお考えじゃないですか。

○榎本國務大臣 全くお説のとおりでございまして、私も国立大学にぜひ夜間部を置きたいというところで、ぜひぶん昔から研究もして、相談もしてまいつたのでございまして、現在夜間部で一番必要なのは、理工系ができた夜間部を置いてもらいたいのでございまして、現在の事情では、大学におきましては夜間部の理工系というのはなかなかむずかしいございまして、実験なり研究が夜間にわたりますと行なわれておる場合に、二重に重なるということとは非常に困難です。これはぜひ

ぶん研究してみたのですが、ただいま国立大学の夜間部の理工系でしたら、短大で併設しておる場合がありますけれども、四年の大学に夜間部をといることは、非常に困難な事情がございます。そこで文科系統になりますと、これは夜間部をやろうとすればできぬことはないのでございますが、これにつきましてはいろいろ私立大学のほうの関係もございまして、夜間部を国立においてやるかどうかというところは、非常にむずかしい問題でございます。そういうようなわけで、現在のところ国立につきましては夜間部設置がなかなかむずかしいという状況でございます。

○受田委員 皆さんに御迷惑ですからこれでおきますが、大臣、医師養成機関としての国公私立大学の医学部あるいは単科の医科大学、これはまたばかに設備もかかることなのですが、医師の充足状況と、それから大学における医学生養成との関係は、どう判断しておられるか。医師は増員して養成しなくてもいいかどうか。国民保健衛生上の問題として、有能な医師をもう少し養成する意味において、私の判断では、国公私立とも医学生の募集定員をふやしていいのじゃないかと思いますが、お答え願いたい。

○榎木国務大臣 実は、御承知のように、終戦直後におきまして、大学数によりまして、前の定員のとおりにすれば医師の養成が少し過剰になるというようなことがございまして、四十名の定員の大学とかあるいは六十名とか、八十名とか、定員を非常に限定してやってまいりましたのでございますが、だんだん医師の要請が多くなりまして、国立におきましては、過去二、三年にわたって多少ずつ定員をふやしてまいっております。今日、私学におきましては、おそらく四十名、六十名の定員のところ、医師の要請がございまして、各学校に多少の定員を増加していくというところは可能でございます。これは医師の実際の要請の数の問題でございますので、厚生省とも十分打ち合わせた上で、必要があれば定員の増というところは行ない得る状況だと思っております。

○受田委員 私は特に私立大学の振興の上において、医学部を志願すると、私立大学の場合、相当高額の施設拡充費というものを現実寄付してゐるのです。そうすると、その寄付を負担する能力のある子弟しか入れない。力あつても負担能力のない者は入れないということが起こつてきておる。これは非常に国家的な重大な問題だと思うのです。そこで、国が私立大学の医学部というものに力を入れて、理科教育振興の意味から大幅な国家予算でもつぎ込んでお手伝いをしてあげて、私立の医科大学というものの入学者をして財政負担を——まあにも高額です。そういうあまりにも高額の負担をなさしめないような措置をとる必要はないのか。現実には本年の私立大学医学部あるいは単科大学にいたしましても、相当高額の施設拡充費をとつておる。これは私は大学としてはやむを得ない事情があると思いますが、これを野放しにしているものかどうか。大臣もその寄付金の実態を知っておられると思うのです。私学の苦勞がにじみ出るような、そしてその負担能力のない者は合格しておつても入れないという実情にあるということも、御存じだと思ふんです。

○榎木国務大臣 いま私学の医学部に入学するにつきまして相当の施設費なり寄付を要求されておりますこと、事実私も存じております。ただ、現在の状況におきまして、私も、これは医学部に限りませんが、私学全体といたしまして、大体授業料に依存してまいっておりますし、授業料の増加も今日相当限界にきておると思う。私立学校の経営について非常に困難な事情にございまして、これを国家的にどう救済していくか、この意味において、ただいま調査会におきましてこの六月に最終答申をいただくことになっております。その答申に基づきまして、抜本的に私学の経営に對しまする国家的援助ということを決定していきたい。今日の医学部におきまして、第一定員も少のうございまして、それから医療教育に対する金が相当要ることも事実でございますので、現段階においてそういうことをやめなければいけません。

ということを強制するわけにはいかない面もございまして、そういうことをしなくて済むように、これを国家的にやはり考えなければならぬと思ひます。これは早急にその結論を出して、抜本的な私学援助に關します施策をきめてまいりたい、かように思ひます。

○受田委員 終わりにします。

○關谷委員長 次会は、明二十四日午前十時理事會、同十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後二時二分散會

昭和四十二年三月二十九日印刷

昭和四十一年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局